

## 株式交換に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 184 条に定める書面)

2025 年 6 月 12 日

株式会社エンチャー

## 株式交換に係る事前開示書面

静岡県富士市中央町二丁目 12 番 12 号  
株式会社エンチャー  
代表取締役社長 遠藤 秀男

当社とDCMホールディングス株式会社（以下「DCMホールディングス」といい、DCMホールディングスと当社を総称して「両社」といいます。）は、2025年5月9日に開催された両社の取締役会において、両社対等の精神に基づく経営統合（以下「本経営統合」といいます。）のため、DCMホールディングスを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、2025年5月9日付で、両社の間で本株式交換に係る株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。本株式交換に関する会社法第782条第1項及び会社法施行規則第184条に定める当社の事前開示事項は下記のとおりです。

### 記

1. 株式交換契約の内容（会社法第782条第1項第3号）  
別紙1のとおりです。
2. 交換対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第184条第1項第1号）  
別紙2のとおりです。
3. 交換対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第184条第1項第2号）
  - (1) DCMホールディングスの定款の定め（会社法施行規則第184条第4項第1号イ）  
別紙3のとおりです。
  - (2) 交換対価の換価の方法に関する事項（会社法施行規則第184条第4項第1号ロ）
    - ① 交換対価を取引する市場  
DCMホールディングスの普通株式（以下「DCMホールディングス株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場において取引されております。
    - ② 交換対価の取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う者  
DCMホールディングス株式は、全国の各金融商品取引業者（証券会社等）において、

取引の媒介、取次ぎ等が行われております。

- ③ 交換対価の譲渡その他の処分に制限があるときはその内容  
該当事項はありません。

- (3) 交換対価に市場価格があるときは、その価格に関する事項（会社法施行規則第 184 条第 4 項第 1 号ハ）

本株式交換契約の締結を公表した日（2025 年 5 月 9 日）の前営業日を基準日として、1 ヶ月間、3 ヶ月間及び 6 ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における DCMホールディングス株式の終値の平均は、それぞれ 1,328 円、1,368 円及び 1,392 円です。

また、DCMホールディングス株式の市場株価等につきましては、東京証券取引所のウェブサイト（<https://www.jpx.co.jp/>）等でご覧いただけます。

- (4) DCMホールディングスの過去 5 年間にその末日が到来した各事業年度に係る貸借対照表の内容（会社法施行規則第 184 条第 4 項第 1 号ニ）

DCMホールディングスは、いずれの事業年度においても、金融商品取引法第 24 条第 1 項により有価証券報告書を提出しておりますので、記載を省略いたします。

4. 株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 184 条第 1 項第 3 号）

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第 184 条第 1 項第 4 号）

- (1) DCMホールディングスの最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第 184 条第 6 項第 1 号イ）

別紙 4 のとおりです。

- (2) DCMホールディングスの最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容（会社法施行規則第 184 条第 6 項第 1 号ロ）

該当事項はありません。

- (3) DCMホールディングスの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 184 条第 6 項第 1 号ハ）

DCMホールディングスは、2025 年 5 月 9 日開催の取締役会において、当社との間で、DCMホールディングスを株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とす本

株式交換を行うことを決議し、同日付で本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容につきましては、別紙1に記載のとおりです。

(4) 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第184条第6項第2号イ）

① 本株式交換契約の締結

当社は、2025年5月9日開催の取締役会において、DCMホールディングスとの間で、DCMホールディングスを株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことを決議し、同日付で本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容につきましては、別紙1に記載のとおりです。

② 自己株式の消却

当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、DCMホールディングスが当社の発行済株式の全てを取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）において保有する自己株式（本株式交換に関する会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求に応じて取得する株式を含みます。）の全てを、基準時をもって消却する予定です。

③ 特別損失の計上

当社は、当社が保有する一部店舗及び一部賃貸不動産の建物等固定資産について、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき将来の回収可能性を検討した結果、2025年3月期第4四半期において減損損失110百万円（通期累計は273百万円）を特別損失に計上いたしました。

6. 株式交換が効力を生ずる日以後におけるDCMホールディングスの債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第184条第1項第5号）

会社法第789条第1項第3号の規定により本株式交換に異議を述べることのできる債権者はありませんので、該当事項はありません。

以上

別紙1 本株式交換契約の内容  
次ページ以降をご参照ください。

## 株式交換契約

DCMホールディングス株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社エンチャー（以下「乙」という。）は、以下のとおり合意し、株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第1条（株式交換）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により乙の発行済株式の全部を取得する。

### 第2条（甲及び乙の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲（株式交換完全親会社）

- ① 商号：DCMホールディングス株式会社
- ② 住所：東京都品川区南大井 6-22-7 大森ベルポートE館 15階

(2) 乙（株式交換完全子会社）

- ① 商号：株式会社エンチャー
- ② 住所：静岡県富士市中央町2丁目12番12号

### 第3条（効力発生日）

本株式交換の効力発生日は、2025年9月1日とする。但し、本株式交換の手続の進行に応じ必要があるときは、会社法第790条の定めるところに従い、甲乙協議の上、これを変更することができる。この場合、乙は、変更前の効力発生日（変更後の効力発生日が変更前の効力発生日前の日である場合にあっては、当該変更後の効力発生日）の前日までに、変更後の効力発生日を公告する。

### 第4条（本株式交換に際して交付する株式の数及びその割当てに関する事項）

- 1 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）の乙の株主名簿に記載又は記録された株主（第7条に基づく乙の自己株式の消却後の株主をいうものとし、甲を除く。以下「基準時株主」という。）に対し、その所有する乙の普通株式に代わり、乙の普通株式数の合計に0.85を乗じて得られる数の甲の普通株式を交付する。
- 2 甲は、本株式交換に際して、基準時株主に対し、その所有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.85株の割合をもって、甲の普通株式を割り当てる。

- 3 甲は、本株式交換に際して、基準時株主に割り当てる甲の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条の規定に従い処理する。

#### 第5条（資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換に際して増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従い、甲が別途定める金額とする。

#### 第6条（承認の手続）

- 1 甲は、会社法第796条第2項の規定により、本契約につき甲の株主総会の決議による承認を得ないで、本株式交換を行うものとする。但し、同条第3項の規定に従い、甲の株主総会の承認を要することとなった場合には、甲は、効力発生日前日までに、甲の株主総会において、本契約の承認に関する決議を求める。
- 2 乙は、効力発生日前日までに、乙の株主総会において、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求める。

#### 第7条（自己株式の消却）

乙は、効力発生日の前日までに開催される乙の取締役会の決議により、基準時において乙が保有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。）の全部について基準時をもって消却するものとする。

#### 第8条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結日から本株式交換の効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもってそれぞれその業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを行うものとする。

#### 第9条（剰余金の処分）

- 1 甲は、本契約締結日から本株式交換の効力発生日までの間に、2025年2月28日時点の甲の株主に対して1株あたり23円を上限として行う剰余金の配当を除き、効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当を行ってはならない。
- 2 乙は、本契約締結日から本株式交換の効力発生日までの間に、2025年3月31日時点の乙の株主に対して1株あたり10円を上限として行う剰余金の配当を除き、効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当を行ってはならない。

#### 第10条（本株式交換の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日から本株式交換の効力発生日の前日までの間において、甲又は乙の財産若しくは経営状態に重大な変動を生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議の上、本株式交換の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

#### 第11条（本契約の効力）

本契約は、第6条に定める甲及び乙の適法な機関決定又は本株式交換の実行のために必要な関係官庁からの認可・許可・登録・承認等が得られない場合は、その効力を失う。

#### 第12条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、これを定める。

#### 第13条（準拠法及び裁判管轄）

本契約は日本国の法律に準拠し、これに従って解釈されるものとする。本契約から生じた、又はこれに関連する当事者間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（以下余白）

本契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

2025 年 5 月 9 日

甲：東京都品川区南大井 6-22-7

大森ベルポートE館 15 階

DCMホールディングス株式会社

代表取締役社長兼COO 石黒 靖規



本契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

2025 年 5 月 9 日

乙：静岡県富士市中央町 2 丁目 12 番 12 号  
株式会社エンチャー  
代表取締役社長 遠藤 秀男



## 別紙2 交換対価の相当性に関する事項

当社は、本株式交換に際して、交換対価の相当性に関して、次のように判断しております。

### 1. 交換対価の総数又は総額の相当性に関する事項（会社法施行規則第184条第3項第1号）

#### (1) 本株式交換に係る割当ての内容

会社名	DCMホールディングス (株式交換完全親会社)	当社 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	0.85
本株式交換により交付する株式数	DCMホールディングスの普通株式： 5,812,153株（予定）	

#### (注1) 株式の割当比率

当社株式1株に対して、DCMホールディングス株式0.85株を割当交付いたします。なお、上記の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）に重大な影響を与える事由が発生し又は判明した場合は、両社協議の上、本株式交換比率を変更することがあります。

#### (注2) 本株式交換により交付するDCMホールディングス株式の数

DCMホールディングスは、本株式交換に際して、DCMホールディングス株式5,812,153株（予定）を、基準時における当社の株主の皆様（ただし、下記の自己株式の消却が行われた後の株主をいい、DCMホールディングスを除きます。）に対して割当交付する予定です。また、交付する株式は、DCMホールディングスが保有する自己株式5,812,153株を充当する予定です。

なお、当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時において保有する自己株式（本株式交換に関する会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求に応じて取得する株式を含みます。）の全てを、基準時をもって消却する予定です。本株式交換により割当交付する株式数は、当社による自己株式の取得・消却等の理由により今後修正される可能性があります。

#### (注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、DCMホールディングスの単元未満株式（100株未満の株式）を保有することになる当社の株主の皆様につきましては、会社法第192条第1項の規定に基づき、DCMホールディングスに対しその保有する単元未満株式の買取りを請求することができます。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

#### (注4) 1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、DCMホールディングス株式1株に満たない端数の割当交付

を受けることとなる当社の株主の皆様に対しては、会社法第 234 条その他の関連法令の規定に基づき、その端数の合計数（合計数に 1 株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。）に相当する数の DCMホールディングス株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様へ交付いたします。

(2) 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

① 割当ての内容の根拠及び理由

DCMホールディングス及び当社は、上記(1)「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率の決定にあたり、本株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、それぞれ個別に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、DCMホールディングスは山田コンサルティンググループ株式会社（以下「山田コンサル」といいます。）を、当社はSMB C日興証券株式会社（以下「SMB C日興証券」といいます。）を、ファイナンシャルアドバイザー及び第三者算定機関として、それぞれ選定いたしました。

DCMホールディングスにおいては、下記3.(1)「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関である山田コンサルから 2025 年 5 月 9 日付で受領した株式交換比率の算定書、法務アドバイザーである佐藤総合法律事務所からの助言等を踏まえて、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、DCMホールディングスの株主の皆様への利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断しました。

当社においては、下記3.(1)「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関であるSMB C日興証券から 2025 年 5 月 9 日付で受領した株式交換比率の算定書、法務アドバイザーであるシティユーワ法律事務所からの助言、本株式交換により見込まれるシナジーの内容や当社が上場廃止に至った場合のメリット・デメリット等を踏まえて、慎重に協議・検討いたしました。その結果、本株式交換比率は、SMB C日興証券から 2025 年 5 月 9 日付で取得した株式交換比率の算定書に記載の市場株価法に基づく株式交換比率の算定レンジの上限を超え、かつ、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）に基づく株式交換比率の算定結果の範囲内であることに加えて、当社株式 1 株に対してDCMホールディングス株式 0.85 株という本株式交換比率は、本株式交換契約締結日の前営業日（2025 年 5 月 8 日）を算定基準日として、基準日の終値による株価比率、同日までの直近 1 ヶ月間の終値による株価比率の単純平均、同日までの直近 3 ヶ月間の終値による株価比率の単純平均、及び同日までの直近 6 ヶ月間の終値による株価比率の単純平均に対して、それぞれ 39.1%、39.6%、38.3%及び 37.0%のプレミアムを加えた比率であるところ、経済産業省が「公正なM&Aの在り方に関する指針－企業価値の向上と株主利益の確保に向けて－」を公表した 2019 年 6 月 28 日

以降 2025 年 4 月 30 日までに公表され、かつ、株主総会で可決された、株式交換による完全子会社化案件（ただし、株式交換比率公表前営業日のプレミアムがディスカウントとなっている案件、不成立案件、REIT を対象とする案件、TOB 後の完全子会社化手法として株式交換を実施した案件及びリークにより株価への影響があったと考えられる案件を除く。）における比率公表前営業日の終値による株価比率、同日までの直近 1 ヶ月間の終値による株価比率の単純平均、同日までの直近 3 ヶ月間の終値による株価比率の単純平均、及び同日までの直近 6 ヶ月間の終値による株価比率の単純平均に対するプレミアムの平均値（それぞれ 20.8%、21.6%、22.0% 及び 21.0%）及び中央値（それぞれ 18.4%、20.8%、18.0% 及び 17.7%）を上回っていることから、本株式交換比率は妥当であり、当社の株主の皆様様の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断しました。

上記のほか、両社がそれぞれ相手方に対して実施したデューデリジェンスの結果等を踏まえて、財務状況、業績動向、株価動向等を総合的に勘案し、株式交換比率について、慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に本株式交換比率が妥当であり、それぞれの株主の皆様様の利益に資するものであるとの判断に至り、2025 年 5 月 9 日開催の両社の取締役会により、本株式交換比率を含む本株式交換契約の締結を決議いたしました。

## ② 算定に関する事項

### (i) 算定機関の名称及び両社との関係

DCMホールディングスの第三者算定機関である山田コンサル及び当社の第三者算定機関であるSMB C日興証券は、いずれも、DCMホールディングス及び当社から独立した算定機関であり、両社の関連当事者には該当せず、本株式交換を含む本経営統合において記載すべき重要な利害関係を有しません。

### (ii) 算定の概要

山田コンサルは、DCMホールディングスについては、DCMホールディングス株式が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法を採用して算定を行いました。当社については、当社株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF法を採用して算定を行いました。

市場株価法においては、2025 年 5 月 8 日を算定基準日として、DCMホールディングスについては、東京証券取引所プライム市場における算定基準日の終値、算定基準日までの 1 ヶ月間、3 ヶ月間及び 6 ヶ月間における終値単純平均値を採用し、当社については、東京証券取引所スタンダード市場における算定基準日の終値、算定基準日までの 1 ヶ月間、3 ヶ月間及び 6 ヶ月間における終値単純平均値を採用しております。

また、山田コンサルがDCF法による分析に用いた当社の利益計画は、現在の組織体

制を前提として作成されておりますが、対前年度比で大幅な増益が見込まれている事業年度が含まれております。具体的には、集客力の強化や粗利率の改善、積極的な出店・投資により、営業利益について、2025年3月期においては120百万円であるのに対して、2026年3月期においては256百万円となる予定であることから、対前年度比約113%の増益になることを見込んでおり、2027年3月期においては対前年度比約95%の増益、2028年3月期においては対前年度比約46%の増益、2029年3月期においては対前年度比約48%の増益になることを見込んでおります。その他の事業年度においては大幅な増減益が見込まれている事業年度はありません。

なお、当社の利益計画は、本株式交換の実施を前提としておりません。

各評価方法によるDCMホールディングス株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の当社株式の株式交換比率の算定レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価法	0.59 ～ 0.63
DCF法	0.46 ～ 0.99

山田コンサルは、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則として採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、両社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）については、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、当社から提出された財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）に関する情報については、当社の経営陣により、当該提出時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。山田コンサルの算定は、2025年5月8日までに同社が入手した情報及び経済条件を反映したものとなります。

SMB C日興証券は、DCMホールディングスについては、DCMホールディングス株式が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法を採用して算定を行いました。当社については、当社株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF法を採用して算定を行いました。

市場株価法においては、2025年5月8日を算定基準日として、DCMホールディングスについては、東京証券取引所プライム市場における算定基準日の終値、算定基準日から遡る過去1ヶ月間、過去3ヶ月間、過去6ヶ月間の各期間の終値単純平均値を採用し、当社については、東京証券取引所スタンダード市場における算定基準日の終値、算定基準日から遡る過去1ヶ月間、過去3ヶ月間、過去6ヶ月間の各期間の終値単純平均値を

採用して算定しております。

また、SMB C日興証券がDCF法の前提とした当社の財務予測には、大幅な増益を見込んでいる事業年度を含んでおります。具体的には、集客力の強化や粗利率の改善、積極的な出店・投資により、営業利益について、2025年3月期においては120百万円であるのに対して、2026年3月期においては256百万円となる予定であることから、対前年度比約113%の増益になることを見込んでおり、2027年3月期においては対前年度比約95%の増益、2028年3月期においては対前年度比約46%の増益、2029年3月期においては対前年度比約48%の増益になることを見込んでおります。

なお、算定に使用した当社の財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

一方、DCMホールディングスの時価総額は当社に比して相応の規模を有しており、DCMホールディングス株式は市場内で十分な流動性が確保されていることから、市場株価法を最も妥当性が高い評価方法と判断しました。そのため、DCMホールディングス株式の評価方法としては、市場株価法のみを採用しており、DCMホールディングスの財務予測は算定に使用しておりません。

各評価方法によるDCMホールディングス株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の当社株式の株式交換比率の算定レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価法	0.60 ~ 0.62
DCF法	0.62 ~ 1.54

SMB C日興証券は、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則として採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、両社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）については、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定への依頼も行っておりません。加えて、当社から提出された財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）に関する情報については、当社の経営陣により、当該提出時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。SMB C日興証券の算定は、2025年5月8日までに当社が入手した情報及び経済条件を反映したものとなります。

## 2. 交換対価としてDCMホールディングス株式を選択した理由（会社法施行規則第184条第3項第2号）

当社及びDCMホールディングスは、本株式交換の対価として、株式交換完全親会社であるDCMホールディングス株式を選択いたしました。

当社は、かかる交換対価につき、①DCMホールディングス株式が東京証券取引所プライム市場に上場されており、本株式交換の効力発生後も、引き続き同市場において取引機会が確保されていること、及び②当社の株主の皆様は、DCMホールディングス株式を交換対価として受け取るにより本経営統合によるシナジーを享受することも期待できることを考慮して、上記の選択は適切であると考えております。

なお、本株式交換により、その効力発生日である2025年9月1日（予定）をもって、当社はDCMホールディングスの完全子会社となりますので、当社株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て2025年8月28日に上場廃止（最終売買日は2025年8月27日）となる予定です。

上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所において取引することができなくなりますが、本株式交換により当社の株主の皆様にご割当てられるDCMホールディングス株式は東京証券取引所プライム市場に上場されており、本株式交換の効力発生日以後も東京証券取引所プライム市場での取引が可能であることから、基準時において当社株式を118株以上保有し、本株式交換によりDCMホールディングスの単元株式数である100株以上のDCMホールディングス株式の割当てを受ける株主の皆様に対しては、株式の保有数に応じて一部単元未満株式の割当てを行う可能性はあるものの、1単元以上の株式について引続き東京証券取引所プライム市場において取引が可能であり、株式の流動性は確保できるものと考えています。

他方、本株式交換により、DCMホールディングスの単元未満株式を保有することとなる株主の皆様においては、東京証券取引所において当該単元未満株式を売却することはできませんが、上記1.（1）「本株式交換に係る割当ての内容」（注3）「単元未満株式の取扱い」に記載のとおり、DCMホールディングスに対して単元未満株式の買取りを請求することができます。

また、本株式交換に伴い、1株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いの詳細については、上記1.（1）「本株式交換に係る割当ての内容」（注4）「1株に満たない端数の処理」をご参照ください。

なお、当社の株主の皆様は最終売買日である2025年8月27日（予定）までは、東京証券取引所スタンダード市場において、その保有する当社株式を従来どおり取引することができるほか、基準時まで会社法その他の関連法令に定める適法な権利を行使することができます。

### 3. 当社の株主の利益を害さないように留意した事項(会社法施行規則第184条第3項第3号)

#### (1) 公正性を担保するための措置

##### ① 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

DCMホールディングス及び当社は、本株式交換における株式交換比率の公正性を担保するため、それぞれ両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考として、交渉・協議を行い、本株式交換比率により本株式交換を行うことを合意いたしました。

なお、DCMホールディングス及び当社は、第三者算定機関から本株式交換比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

#### ② 独立した法律事務所からの助言

本株式交換を含む本経営統合の法務アドバイザーとして、DCMホールディングスは佐藤総合法律事務所を、当社はシティユーワ法律事務所をそれぞれ選定し、本株式交換の諸手続及び意思決定の方法・過程等について、それぞれ法的な観点から助言を受けております。なお、佐藤総合法律事務所及びシティユーワ法律事務所は、いずれも両社から独立しており、本株式交換を含む本経営統合に関して両社との間で重要な利害関係を有しません。

#### (2) 利益相反を回避するための措置

本株式交換にあたって、DCMホールディングスと当社との間には、DCMホールディングスは、2025年2月末時点で子会社であるDCM株式会社を通じて当社株式を2,000株（当社の発行済株式総数の約0.029%に相当）保有し、また、当社は、2025年3月末時点でDCMホールディングス株式を7,075株（DCMホールディングスの発行済株式総数の約0.005%に相当）保有しているものの、その他に特段の人的関係や取引関係はないため、本株式交換に関する取締役会における意思決定の実施にあたって両社間で利益相反関係は生じないと考えられることから、上記（1）「公正性を担保するための措置」のほか、特段の措置は講じておりません。

#### 4. 株式交換完全親会社となるDCMホールディングスの資本金及び準備金の額の相当性に関する事項（会社法施行規則第184条第3項、会社法第768条第1項第2号イ）

本株式交換に際して増加するDCMホールディングスの資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従い、DCMホールディングスが別途適当に定める金額となります。かかる取扱いは、DCMホールディングスの財務状況、資本政策その他事情を総合的に考慮・検討して法令の範囲内で決定するものであり、相当であると判断しております。

別紙3 DCMホールディングスの定款  
次ページ以降をご参照ください。

# 定 款

改訂	令和	5年	5月25日
改訂	令和	4年	5月26日
改定	平成	28年	5月27日
改定	平成	22年	5月27日
改定	平成	21年	5月28日
改定	平成	20年	5月29日
改定	平成	19年	5月24日
制定	平成	18年	9月 1日

**DCMホールディングス株式会社**

## 定 款

### 第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、DCMホールディングス株式会社と称し、英文では  
DCM Holdings Co., Ltd. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことならびに次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む会社の株式を所有することにより当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

1. ホームセンター小売業ならびにこれに関連する商品の製造、加工、卸売および販売業
2. 園芸用品、ガーデンエクステリア用品、植物、ペット・ペット用品の販売業
3. 作業用品、金物、工具、木材・建築資材、塗料・接着剤の販売業
4. サイクル・レジャー用品、カー用品の販売業
5. 日用消耗品、ヘルス・ビューティケア用品、ダイニング・キッチン用品、バス・トイレタリー用品、服飾雑貨、文具用品の販売業
6. インテリア、寝装・寝具用品、家具・収納用品の販売業
7. 家庭電器用品、電材・照明の販売業
8. 医薬品、医薬部外品、医療機器の販売業
9. 穀類、酒類、塩、燃料、煙草類、飲料水、食料品、切手、印紙の販売業
10. 時計、宝石、貴金属、美術工芸品、古物、墓石、碑石の販売業
11. 前各号に掲げる商品、関連商品のレンタル業および輸出入業務ならびに委託取次業務
12. 商品の取付け施工、住宅の増改築および住宅リフォーム請負
13. 写真業、理・美容業、クリーニング業、印刷業、コピーサービス業
14. 一般貨物自動車運送業、貨物運送取扱業、倉庫業
15. 旅行斡旋業、広告代理業、各種損害保険の代理業、生命保険募集業、福祉用具貸与業および介護支援業、一般労働者派遣業
16. 飲食店、喫茶店、遊技場、駐車場、ガソリンスタンド、スポーツ施設、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、薬局、医療施設および文化施設の経営
17. 各種企業の営業活動に関する情報の収集、分析、経営指導および業務受託
18. 不動産の売買、賃貸、仲介、管理およびビルメンテナンス、保安業務ならびに一般廃棄物および産業廃棄物処理業
19. 建築および土木工事の設計監理ならびに施工

20. 金銭の貸付、金銭の貸借の媒介およびクレジットカード取扱業
21. 有価証券に関する投資および運用業務
22. 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都品川区に置く。

(機関の設置)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、取締役会、監査等委員会および会計監査人を置く。

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、6億株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について次の権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって定め、これ

を公告する。

(株式取扱規程)

第 10 条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第 11 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 2 月末日とする。

### 第 3 章 株 主 総 会

(招集時期)

第 12 条 定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(株主総会の招集地)

第 13 条 株主総会は、本店所在地またはその隣接地に招集する。ただし、次項に基づき、株主総会を場所の定めのない株主総会とする場合はこの限りでない。

2. 当社は、天災地変または感染症拡大の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが適切でないとき取締役会が決定したときには、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。

(招集権者および議長)

第 14 条 株主総会は、代表権をもつ取締役会長または取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 代表権をもつ取締役会長および取締役社長に差し支えあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日まで书面交付請求した株主に対して交付する書面

に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合には、当該株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第 18 条 株主総会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録する。

## 第 4 章 取締役および取締役会

(員数および選任方法)

第 19 条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、13 名以内とする。

2. 監査等委員である取締役は 7 名以内とする。
3. 取締役は、株主総会の決議によって選任する。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。
4. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
5. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(解任方法)

第 20 条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(任期)

第 21 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了す

る事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
3. 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(役付取締役および相談役)

第 22 条 取締役会は、その決議により取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長 1 名を選定し、必要に応じて取締役会長 1 名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

2. 取締役会は、その決議により相談役若干名を選定することができる。

(代表取締役)

第 23 条 取締役会は、その決議により取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

(取締役会の招集権者および議長)

第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、代表権をもつ取締役会長または取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 代表権をもつ取締役会長および取締役社長に差し支えあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 25 条 取締役会を招集するときは、各取締役に対しその会日の 3 日前までに通知を発する。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 26 条 会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 27 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議をもって、重要な業務執行（会社法第 399 条の 13 第 5 項に掲げる事項は除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第 28 条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役の報酬等)

第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役と区別して株主総会の決議により定める。

(取締役会規程)

第 30 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の定める取締役会規程による。

(取締役の責任免除)

第 31 条 会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する限度額とする。

## 第 5 章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第 32 条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 33 条 監査等委員会を招集するときは、各監査等委員に対しその会日の 3 日前までに通知を発する。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の議事録)

第 34 条 監査等委員会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

(監査等委員会規程)

第 35 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。

## 第 6 章 会計監査人

(選任方法)

第 36 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第 37 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 38 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任限定契約)

第 39 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する限度額とする。

## 第 7 章 計 算

(事業年度)

第 40 条 当社の事業年度は、毎年 3 月 1 日から翌年 2 月末日までの 1 年とする。

(剰余金の配当)

第 41 条 当会社の期末の剰余金の配当は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して行う。

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 42 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会決議によって定めることができる。

(中間配当)

第 43 条 取締役会の決議により、毎年 8 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間等)

第 44 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2. 前項の金銭には、利息をつけない。

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第 1 条 当会社は、第 16 期定時株主総会において決議された本定款の一部変更の効力発生前の行為に関し、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2. 第 16 期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 40 条第 2 項の定めるところによる。

別紙4 DCMホールディングスの最終事業年度に係る計算書類等の内容  
次ページ以降をご参照ください。

# 事業報告 (2024年3月1日から2025年2月28日まで)

## 1 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、インバウンド需要の増加等により景気は緩やかに回復しているものの、米国の政権交代に伴う政策動向、不安定な国際情勢や中国経済の低迷、エネルギー価格や原材料価格の高止まりに加え、長引く円安など依然として先行きの不透明な状況が続いております。

小売業界におきましては、雇用・所得環境の改善による個人消費の回復が見込まれているものの、デフレからインフレへと外部環境が大きく変化していく中、電気代や生活必需品などの物価上昇による生活防衛意識の高まり、また、業態を超えた販売競争もあり、引き続き厳しい経営環境にあります。

そのような状況の中、当社は「新世代ホームセンター創造への挑戦～店舗の“再”活性化＋事業領域の拡大～」を方針として、第3次中期経営計画（2023年度～2025年度）で掲げた各事業戦略を着実に推進しております。

当連結会計年度の販売面につきましては、春先の全国的な低温傾向から始まり、記録的猛暑や長引く残暑など、年間を通して天候不順の影響を受けました。節約志向の高まりによる買い控えなど厳しい状況は継続しておりますが、夏場のエアコンや12月以降の暖房用品など、冷暖房機器が好調に推移しました。DCMブランド商品につきましては、原材料価格の上昇と円安による仕入価格の上昇、物流コスト上昇などの影響を受けておりますが、環境に配慮した商品開発、節電や節約商品の新規展開、販促強化などに取り組んだ効果もあり、売上高構成比率を上げることができました。また、エクспライズ株式会社のプライベートブランド商品（MAXZEN）についても重点販売に取り組んでまいりました。

当社グループの新規出店につきましては13店舗、退店につきましては10店舗を実施しました。これにより、当連結会計年度末日現在の店舗数は843店舗となりました。

また、2024年1月9日付で完全子会社化した株式会社ケーヨーにつきましては、2024年9月1日をもって、DCM株式会社を存続会社、株式会社ケーヨーを消滅会社とする吸収合併を実施いたしました。一連の経営統合は、グループとしての総合力を高め生産性をより一層向上させ、企業価値の更なる向上につながり、当連結会計年度の連結業績に寄与いたしました。

これらの結果、当連結会計年度の営業収益は5,446億2百万円（前年同期比111.5%）、営業利益は332億3千0百万円（前年同期比115.8%）、経常利益は309億9千7百万円（前年同期比113.1%）、親会社株主に帰属する当期純利益は、171億4千4百万円（前年同期比79.9%）となりました。

	第18期 (2024年2月期)	第19期 (2025年2月期)	前年同期比
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	(%)
営業収益	488,613	544,602	111.5%
営業利益	28,685	33,230	115.8%
経常利益	27,412	30,997	113.1%
親会社株主に帰属する当期純利益	21,446	17,144	79.9%

## 商品別売上状況

ホームセンター事業の主要商品部門別の状況は次のとおりであります。

### 園芸部門

取扱商品

園芸用品、大型機械、農業・業務資材、屋外資材、植物他

天候不順の影響によって、植物や関連する肥料、用土は年間を通して低調でした。一方、土嚢袋などの防災用品は好調に推移しました。また、2月の強力な寒波の影響で除雪用品も好調でした。その結果、売上高は774億5千0百万円（前年同期比117.5%）となりました。

売上高

774億5千0百万円



### ホームインプルーブメント部門

取扱商品

作業用品、金物、工具、塗料、補修、木材、建築資材他

12月以降の気温低下に伴って、防寒衣料や断熱用品が好調に推移しました。家具転倒防止用品などの防災用品や、窓用フィルムなどの防犯用品につきましては、需要の高まりにより好調に推移しました。その結果、売上高は1,063億3千7百万円（前年同期比111.7%）となりました。

売上高

1,063億3千7百万円



### ホームレジャー・ペット部門

取扱商品

カー用品、スポーツ、玩具、自転車、レジャー、ペット用品他

犬猫フードを中心としたペット用品は低調でした。自転車用ヘルメットは前期の法令改正に伴う特需の反動を受け低調でしたが、自転車本体は好調に推移し、自転車関連全体では前年を上回りました。カー用品につきましては、バッテリーやワイパーなどの整備用品は好調でした。その結果、売上高は753億4千7百万円（前年同期比112.8%）となりました。

売上高

753億4千7百万円



## ハウスキーピング部門

取扱商品

日用消耗品、文具、ダイニング・キッチン、  
バス・トイレタリー、ヘルスケア・ビューティケア、食品他

マスクなど衛生用品の需要は低下しておりますが、節約志向に対する企画品強化によって、トイレトペーパーなどの紙関連商品や洗剤は好調に推移しました。また、水や非常食、米などの食品が好調に推移しました。その結果、売上高は1,166億7千1百万円（前年同期比117.8%）となりました。

売上高

1,166億7千1百万円



## ホームファニシング部門

取扱商品

インテリア、寝具、家具収納他

気温の低下に伴って、秋冬物のクッションやラグ、こたつ布団などが伸長しましたが、節約志向の高まりによる買い控えの影響を受けて、部門全体で低調でした。その結果、売上高は245億5千1百万円（前年同期比111.2%）となりました。

売上高

245億5千1百万円



## ホームエレクトロニクス部門

取扱商品

家庭電器、冷暖房、電材・照明、AV情報機器、住宅設備、  
エクステリア他

夏場は猛暑の影響でエアコンが好調でした。暖房機器などの冬物商品は低調な滑り出しでしたが、12月以降は好調に推移しました。また、防犯意識の高まりにより、セキュリティ用品も好調に推移しました。その結果、売上高は540億8百万円（前年同期比118.1%）となりました。

売上高

540億8百万円



## その他

売上高 165億5千0百万円

取扱商品 テナント植物、テナントペット、灯油、工事費、サービス料他



## 商品供給高他

売上高 13億1千6百万円



## ホームセンター事業計

売上高 4,722億3千4百万円

## エクスプライズ事業

売上高 636億4千9百万円

## その他の事業

売上高 2億4千8百万円

## 合計

売上高 5,361億3千2百万円

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度における当社グループの設備投資金額は、ホームセンター事業を中心に有形固定資産で139億2千4百万円、敷金及び保証金で9億7千2百万円でありました。その主なものは新規出店13店によるものであります。

## ③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として770億円の調達をおこないました。また、当社は2024年3月14日に第2回無担保社債を発行し、350億円の資金調達をおこないました。

## ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

## ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

## ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社の完全子会社であるDCM株式会社と株式会社ケーヨーは、2024年9月1日を効力発生日としてDCM株式会社を吸収合併存続会社、株式会社ケーヨーを吸収合併消滅会社とする吸収合併をおこないました。

## ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、2024年3月1日付で当社の完全子会社であるDCM株式会社が保有するホダカ株式会社およびDCMニコット株式会社の全株式をDCM株式会社より取得いたしました。

## (2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

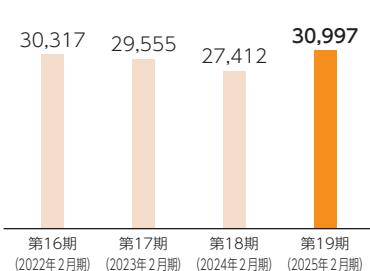
区分		第16期 (2022年2月期)	第17期 (2023年2月期)	第18期 (2024年2月期)	第19期 (当連結会計年度) (2025年2月期)
売上高	(百万円)	437,722	469,782	481,310	536,132
経常利益	(百万円)	30,317	29,555	27,412	30,997
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	18,809	18,135	21,446	17,144
1株当たり当期純利益		126円20銭	125円03銭	159円49銭	128円01銭
総資産	(百万円)	449,151	515,955	622,734	647,936
純資産	(百万円)	240,735	243,353	251,274	264,299
1株当たり純資産		1,624円22銭	1,738円39銭	1,877円90銭	1,972円62銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 第17期連結会計年度の期首より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号)等を適用しております。

売上高 (単位：百万円)



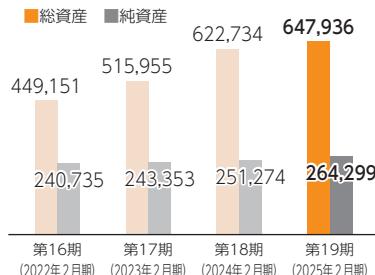
経常利益 (単位：百万円)



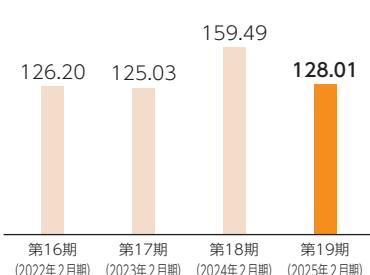
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



1株当たり純資産 (単位：円)



### (3) 重要な子会社の状況

#### ① 重要な子会社

会社名	資本金 (百万円)	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
DCM(株)	100	100.0	ホームセンター業
エクスプライズ(株)	100	100.0	家電を中心とするECサイトの 運営および法人販売

(注) (株)ケーヨーにつきましては、2024年9月1日付でDCM(株)を吸収合併存続会社、(株)ケーヨーを吸収合併消滅会社とする吸収合併をおこなったため重要な子会社から除外いたしました。

#### ② 特定完全子会社に関する事項

会社名	住所	株式の帳簿価額 (百万円)	当社の総資産額 (百万円)
DCM(株)	東京都品川区南大井六丁目22番7号	210,763	515,775

## (4) 対処すべき課題

長期事業構想の実現へ向けて、第3次中期経営計画に基づいた以下の重点施策に取り組んでまいります。

### ① 店舗戦略

店舗規模別役割の明確化と内製改装チームの編成による既存店改革を中心とした店舗戦略を推し進め、より身近でより便利な店舗づくりに努めます。

### ② ローコストオペレーションの更なる追求

棚割改革・物流改革・DX推進による合理的なしくみづくり、店舗ツールの開発を積極的に行い、店舗作業の軽減・効率化を図り、ローコストオペレーションに取り組めます。

### ③ 独自の“BOPIS”スタイルの構築

リアル店舗とオンライン事業の融合によるシームレス化を推進し、当社独自の“BOPIS” (Buy Online Pick-up In Store) スタイルを構築し、新しいホームセンターの形を創造することにより、お客さまの利便性向上に努めます。

### ④ プライベートブランド (PB) 商品開発体制の深化

業態特性の強い領域 (DIY・園芸・ペット用品・SDGs 関連) の商品および中価格帯商品の開発に注力し、プライベートブランド (PB) 商品の売上高構成比率の拡大、売上総利益率の改善に取り組めます。

### ⑤ M&Aの推進による事業領域の拡大

ホームセンターエリアの拡大、プライベートブランド (PB) 商品の販路拡大を目指します。また、生活快適化総合企業の実現に向けて、異業種連携・機能強化による事業領域の拡大を目的とするM&Aを通じた協働・共創も積極的に推し進めます。

### ⑥ 人的資本経営

個人の価値観を尊重できる風土や、成長と自己実現ができる環境づくりに取り組めます。また、「株式付与ESOP信託」の導入などを通じて、従業員に企業価値向上の意識を醸成するとともに、「健康経営」等の推進に取り組めます。

### ⑦ サステナビリティ

SDGsの8つの重点課題グループ、22の重点課題 (マテリアリティ) を軸に、DIYを通じて「暮らしと住まいの快適化」を実現する価値創造企業を目指すとともに、環境保護をはじめとする社会課題やホームセンターとしての社会的使命に貢献し、持続可能な成長を支える経営基盤の構築に努めます。

## 第3次中期経営計画の概要・推進体制

第3次中期経営計画（2023～2025年度）は、「新世代ホームセンター創造への挑戦～店舗の“再”活性化+事業領域の拡大～」というコンセプトのもと、2025年度に売上高5,450億円、営業利益高350億円、ROE7.5%を目指します。

第3次中期経営計画  
(23～25年度)

### 新世代ホームセンター 創造への挑戦

～店舗の“再”活性化+事業領域の拡大～

- ① 店舗戦略
- ② ローコストオペレーションの更なる追求
- ③ 独自の“BOPIS”スタイルの構築
- ④ プライベートブランド（PB）商品開発体制の深化
- ⑤ M&A 推進による事業領域の拡大

### サステナブルな事業価値、 株主価値の創出

- ① 投資採算を重視した成長投資
- ② 資本効率を意識した経営
- ③ 機動的な自己株式取得の検討
- ④ 人的資本経営、サステナビリティの強化

長期事業構想

### 「生活快適化総合企業」への変革

～「モノを販売する会社」から「豊かなくらしを総合的に提供する会社」へ～

- Mission ① 地域のお客さまが、「便利で豊かなくらしを過ごせること」を目標に進化する
- Mission ② 新業態を含む複数事業を戦略的に展開し、プロの支援とDIYの醸成を目指す
- Mission ③ お客さまの利便性を高めるための「デジタルシフト戦略」を推進する

## 中期経営計画と長期事業構想の達成を推進する 社内横断型組織「36ヶ月プロジェクト」



第3次中期経営計画は、8つのタスクで構成される「36ヶ月プロジェクト」が計画達成に向けたエンジンを担います。各タスクは執行役員がリーダーとなり、責任を持って遂行していきます。また、各タスクはSDGsの重点課題とも結びついているため、36ヶ月プロジェクトを推進することは中期経営計画の達成だけでなく、当社のサステナビリティを高めることにも貢献します。

### ■ 第3次中期経営計画：2025年度の目標数値と2030年度の目標イメージ

単位：百万円

	2022年度実績	2025年度目標	2030年度目標(イメージ) <sup>※</sup>
売上高	469,782	545,000	900,000
売上総利益率	33.3%	34.5%	38.0%
営業利益	30,068	35,000	63,000
営業利益率	6.4%	6.4%	7.0%
経常利益	29,555	33,600	63,000
当期純利益	18,135	19,600	40,000
ROE	7.5%	7.5%	継続的に10.0%以上

※2030年度の目標（イメージ）はM&A等による売上規模の拡大を見込んでいます。

# グループの総合力を生かした事業展開により、 お客さまのご期待にお応えしてまいります。

## ホームセンター事業



### DCM株式会社

グループの総合力を生かした事業展開により、お客さまのお困りごとの解決や、「くらしをもっと良くしたい」というお客さまのニーズの実現をサポートするための最適な商品やサービスのご提案に加え、防災用具の幅広い取扱いなどにより、非常事態下でもお客さまのくらしをお守りします。

## 小型・専門事業



### ホダカ株式会社

工具・金物・作業用品・作業衣料の専門店。プロの方から道具にこだわる一般のお客さままでご満足いただける店づくりを目指しています。



### DCMニコット株式会社

「小さなまちに大きな便利を届けます。」をコンセプトに、お買い物が困難な地域を中心に展開。生活の必需品が揃う「ホームコンビニ」として地域の方々のくらしを支えます。

## EC事業



### DCM株式会社 DCMオンライン

ホームセンター店舗でおなじみの商品に加え、通販サイトならではの目新しい商品もたくさんご用意しています。

## 共通会員サービス「マイボ」



お支払方法に関係なくポイントがたまり、1ポイント=1円換算でご利用いただけます。使うほど、お得が育つサービスです。

### エクспライス株式会社

家電を中心とした日本最大級のECサイト「XPRICE」を運営しています。自社サイトのみならず外部主要モールに出店し、多くの賞をいただくなど高い評価を得ています。



※XPRICEでは「マイボ」はご利用いただけません。

## (5) 主要な事業内容 (2025年2月28日現在)

当社グループは、当社と連結子会社7社で構成されており、主にホームセンター事業、家電を中心とするECサイトの運営および法人販売をおこなっております。

## (6) 主要な事業所および店舗 (2025年2月28日現在)

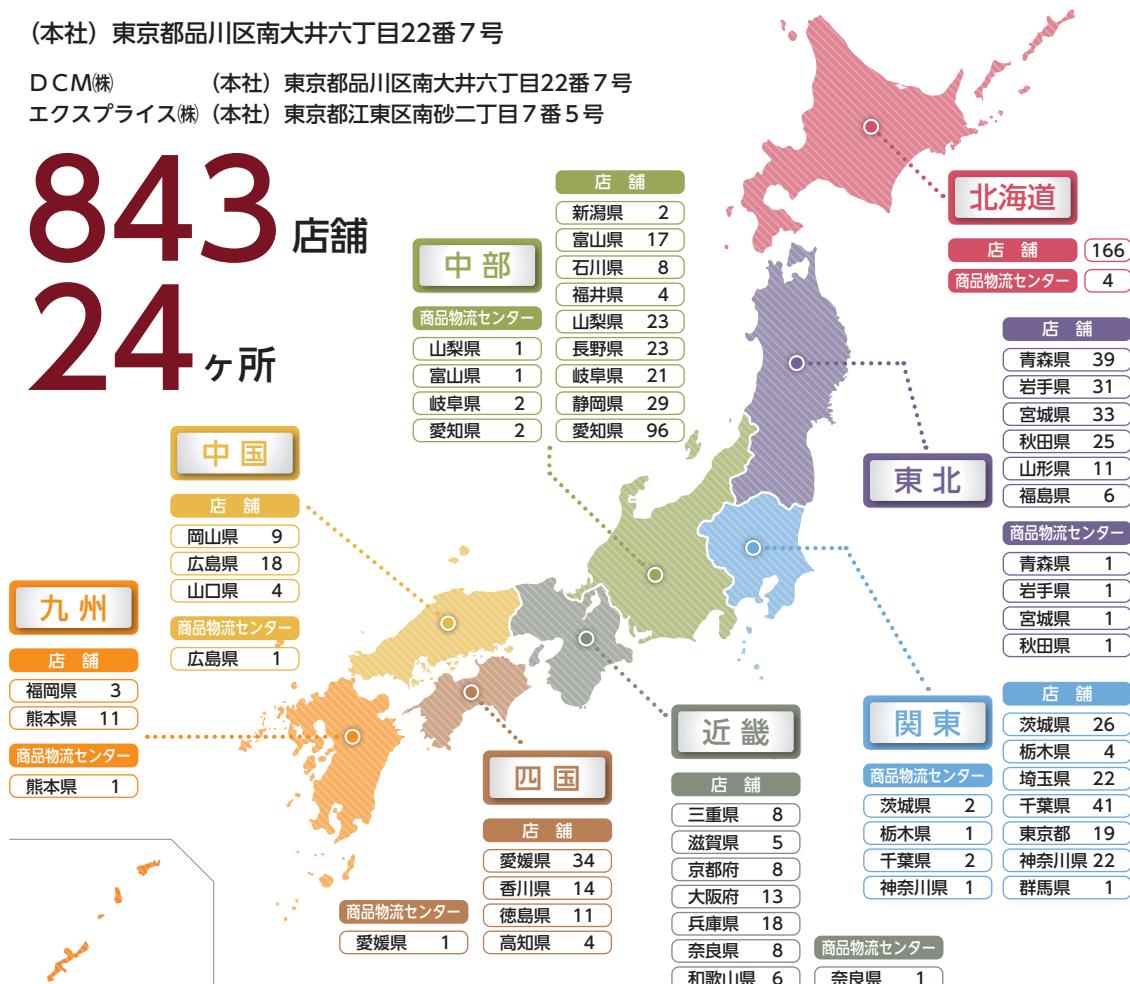
<b>当社</b>	(本社) 東京都品川区南大井六丁目22番7号
<b>子会社</b>	DCM(株) (本社) 東京都品川区南大井六丁目22番7号 エクスプライス(株) (本社) 東京都江東区南砂二丁目7番5号

**店舗**  
(グループ計)

**843** 店舗

**商品物流センター**  
(グループ計)

**24**ヶ所



## (7) 従業員の状況 (2025年2月28日現在)

### ① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数		前連結会計年度末比増減	
ホームセンター事業	4,473	(11,632) 名	311名減	(494名減)
エクспライズ事業	169	(107) 名	2名増	(5名減)
その他	4	(-) 名	0名	(-)
合計	4,646	(11,739) 名	309名減	(499名減)

(注) 上記、従業員数におけるパートタイマー・アルバイトは ( ) 内に年間の平均人員 (1日8時間換算) を外数で記載しております。

### ② 当社の従業員の状況

当社は純粋持株会社であるため、記載を省略しております。

## (8) 主要な借入先の状況 (2025年2月28日現在)

借入先	借入残高 (百万円)
㈱三井住友銀行	97,479
㈱三菱UFJ銀行	31,234
㈱北海道銀行	17,950
㈱伊予銀行	15,013
㈱みずほ銀行	10,550
農林中央金庫	10,500

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2025年2月28日現在)

① 発行可能株式総数 600,000,000株

② 発行済株式の総数 146,500,000株

(注)2024年4月30日付にて実施した自己株式の消却により、発行済株式の総数は前期と比べて3,000千株減少しております。

③ 株主数 96,599名

### ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	15,686	11.30
有限会社日新企興	11,870	8.55
イオン株式会社	10,773	7.76
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	4,366	3.15
石黒 靖規	4,193	3.02
牧 香里	3,638	2.62
DCMホールディングス社員持株会	3,603	2.60
株式会社かんぽ生命保険	2,958	2.13
SMB C日興証券株式会社	2,701	1.95
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (株式付与E S O P信託口・76718口)	2,605	1.88

(注) 1. 当社所有自己株式は、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は、自己株式12,516,293株のうち、株式付与E S O P信託口 (76718口) 所有自己株式2,605,375株および株式付与E S O P信託口 (76855口) 所有株式1,859,687株ならびにB I P信託所有自己株式380,379株を除く、当社所有自己株式7,670,852株を控除して計算しております。

### ⑤ その他株式に関する重要な事項

・当社は、2017年5月25日開催の第11期定時株主総会において、業績との連動性が高く、かつ透明性・客観性の高い役員報酬制度である業績連動型株式報酬制度「役員報酬B I P信託」を導入しております。なお、2020年5月28日開催の第14期定時株主総会において、その内容を一部改定しております。また、2022年5月26日開催の第16期定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行に伴い、本制度にかかる報酬枠を改めて設定したうえで継続することを決議いただいております。当事業年度末における役員報酬B I P信託にかかる信託口が所有する当社株式は380,379株です。

- ・当社は、2022年4月12日開催の取締役会において、当社の福利厚生の充実および中長期的な企業価値を高めることを目的として、当社グループ経営幹部社員に対するインセンティブ・プラン「株式付与E S O P信託」の導入を決議し、これを導入いたしました。当事業年度末における株式付与E S O P信託にかかる信託口（76718口）が所有する当社株式は、2,605,375株です。
- ・当社は、2023年3月10日開催の取締役会において、当社グループ幹部候補社員に対する新たなインセンティブ・プラン「株式付与E S O P信託」の導入を決議し、これを導入いたしました。当事業年度末における株式付与E S O P信託にかかる信託口（76855口）が所有する当社株式は、1,859,687株です。

## ⑥ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対し交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

	株 式 数	交付対象者数
取締役（監査等委員であるものおよび社外取締役を除く）	当社株式 4,800株	1名

（注）当社が採用する信託の仕組みを利用した業績連動型株式報酬制度のもとでは、制度対象者が、付与されている株式交付ポイントに50%を乗じた数（但し、単元未満株式は切捨て）に対応する当社株式の交付を受け、残りの株式交付ポイントに相当する当社株式の換価処分金相当額の金銭の給付を受けることになっています。この換価処分により金銭の給付をおこなった株式分については上記表中の株式の数には含まれていません。

## （2） 新株予約権等の状況

### ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### ③ その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役の状況 (2025年2月28日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長 兼CEO	久田宗弘	
代表取締役社長 兼COO	石黒靖規	DCM(株)代表取締役社長
取締役執行役員	本田桂三	ホダカ事業管掌 ホダカ(株)代表取締役社長
取締役執行役員	清水敏光	エキスプライス事業管掌 エキスプライス(株)代表取締役社長
取締役執行役員	中川真行	内部統制、経営戦略・広報管掌 DCM(株)取締役常務執行役員 経営戦略統括室長 DCMアドバンスド・テクノロジーズ(株)取締役
取締役	大亀裕	(株)ダイキアクシス代表取締役会長CEO (株)Daiki Axis Venture Partners 代表取締役社長
取締役	實川浩司	
取締役(常勤監査等委員)	寺田健次郎	DCM(株)監査役
取締役(監査等委員)	増川道夫	(株)山梨中央銀行社外取締役
取締役(監査等委員)	宇野直樹	(株)テラスカイ社外取締役
取締役(監査等委員)	小口光	西村あさひ法律事務所・外国法共同事業パートナー
取締役(監査等委員)	射場瞬	(株)IBAカンパニー代表取締役社長 (株)Gunosy社外取締役

- (注) 1. 取締役(監査等委員)増川道夫氏、宇野直樹氏、小口光氏および射場瞬氏は、社外取締役であります。
2. 監査等委員増川道夫氏は、長年にわたり金融機関に携わり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、寺田健次郎氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社は、社外取締役(監査等委員)増川道夫氏、宇野直樹氏、小口光氏および射場瞬氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## ② 事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当および重要な兼職の状況
熊谷 寿人	2024年5月30日	任期満了	常勤監査等委員 DCM(株)監査役

## ③ 執行役員の状況 (2025年2月28日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
執行役員	加藤 久和	財務・IR担当 DCM(株)取締役常務執行役員 財務統括部長
執行役員	恩田 薫	総務・株式担当 DCM(株)上席執行役員 総務・人事統括部長

## ④ 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役であるものを除く。）との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

## ⑤ 補償契約の内容の概要等

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）久田宗弘氏、石黒靖規氏、本田桂三氏、清水敏光氏、中川真行氏、大亀裕氏および實川浩司氏、監査等委員である取締役寺田健次郎氏、増川道夫氏、宇野直樹氏、小口光氏および射場瞬氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、当該補償契約によって会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、取締役による報告、損害軽減および情報提供に関する義務を定めており、これらに反した場合は補償の対象としないこととしております。

## ⑥ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社および当社子会社の取締役、監査役および執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害等を補填することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該保険契約上で定められた免責事由に該当するもの場合は補填の対象としないこととしております。

## ⑦ 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容および決定方法

当社は、2022年5月10日開催の取締役会において、2022年5月26日開催の第16期定時株主総会における「監査等委員会設置会社」への機関変更の承認を条件とする、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および監査等委員である取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について取締役会の諮問機関である「報酬委員会（独立社外取締役を議長とし、独立社外取締役3名を含む5名の取締役で構成）」へ諮問し、答申を受けております。

取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、「報酬委員会規程」「役員報酬規程」「株式交付規程」等に基づき決定されていることや、報酬委員会からの答申が尊重されていること、また、監査等委員会にて妥当であるという意見をいただいていることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

### ・基本報酬に関する方針

当社の役員報酬制度については、取締役会の諮問機関である報酬委員会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および監査等委員である取締役の報酬の方針、基準および手続き等を定めている「報酬委員会規程」「役員報酬規程」「株式交付規程」等を審議し、取締役会に対して答申、監査等委員会に対して提案しております。取締役（監査等委員である取締役を除く。）および監査等委員である取締役の報酬を決定するための方針・基準は、会社の業績、業界水準、業務執行状況と成果等を勘案して報酬を決定することとしております。個人別報酬額は、株主総会で決議いただいた報酬総額の範囲内において、役員報酬規程等に基づいて算定した個人別報酬額案について報酬委員会で審議し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、報酬委員会からの答申を受け、監査等委員会にて妥当であるという意見を得たうえで取締役会において、監査等委員である取締役の報酬は、報酬委員会からの提案を受け監査等委員会において決定しております。

役員の確定報酬額は、固定報酬および業績連動型現金報酬を定めた役員報酬規程、業績連動型株式報酬を定めた株式交付規程に基づいて算定しております。

当社の役員報酬は、業務執行をしている取締役は基本報酬（固定報酬、業績連動型現金報酬）と業績連動型株式

報酬、非業務執行取締役は基本報酬（固定報酬のみ）で構成されています。基本報酬の役員報酬総額は、2022年5月26日開催の第16期定時株主総会決議に基づき、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は年額10億円以内（うち社外取締役1億円以内、ただし、使用人分給与は含まない。）、監査等委員である取締役は年額2億円以内としております。

・業績連動報酬等に関する方針

固定報酬と業績連動型現金報酬の構成割合は、業績目標の達成率と役位に応じて、固定報酬70%～80%、業績連動型現金報酬30%～20%としております。業績連動型現金報酬については、経営上の重要指標としている連結経常利益の目標達成率を主な指標としております。なお、目標達成率が80%に達しない場合、業績連動型現金報酬の支給はありません。

・非金銭報酬等に関する方針

業績連動型株式報酬については、2017年5月25日開催の第11期定時株主総会決議に基づき、中期経営計画の達成に向けたインセンティブ付け、当社グループの持続的な成長への貢献意欲を高めること、および株主の皆さまと利害を共有することを目的として、「役員報酬BIP信託」を導入しております。なお、2020年5月28日開催の第14期定時株主総会において、当制度の継続および一部改定を決議いただいております。対象者を当社および当社の主要子会社のいずれかの取締役（社外取締役および国内非居住者ならびに当社および当社の連結子会社のいずれの会社においても業務執行をおこなっていない者を除く。以下同じ。）ならびに当社の主要子会社のいずれかと委任契約を締結する執行役員としております。また、2022年5月26日開催の第16期定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行に伴い、本制度にかかる報酬枠を改めて設定したうえで継続することを決議いただいております。

当制度は、取締役在任期間中に業績に応じて一定のポイントを付与し、退任時に累積ポイントに応じた当社株式を、信託を通じて交付する制度であり、付与ポイントの算定式は以下のとおりであります。

（業績連動ポイントの算定式） 対象期間中の累積ポイント×業績連動係数（※）

（※）連結売上高、連結経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益（以下、「連結当期純利益」）の中期経営計画の達成度を指標としております。指標の選定理由は、中期経営計画の達成に向けたインセンティブ付け、対象取締役等の当社グループの持続的な成長への貢献意欲を高めること、および株主の皆さまと利害を共有するためであります。なお、中期経営計画最終年度の連結当期純利益が中期経営計画開始直前の事業年度の連結当期純利益を下回る場合、業績連動係数は零となります。

## ⑧ 役員区分ごとの当事業年度にかかる報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬 (金銭)		株式報酬	
		固定報酬	業績連動報酬等		
取締役 (監査等委員である取締役を除く。) (うち社外取締役)	229 (-)	174 (-)	33 (-)	21 (-)	7 (-)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	45 (33)	45 (33)	- (-)	- (-)	6 (4)
合計 (うち社外役員)	275 (33)	220 (33)	33 (-)	21 (-)	13 (4)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 業績連動報酬等にかかる主な業績指標は、連結経常利益の目標達成率であり、当該事業年度の実績は91.7%です。役員・役割に応じ30%~20%の支給となっております。
3. 2017年5月25日開催の第11期定時株主総会において取締役に対する株式報酬として、業績連動型株式報酬制度の導入について決議いただいております。当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は6名であります。
- 当制度は、取締役在任期間中の業績に応じて一定のポイントを付与し、退任時に累積ポイントに応じた当社株式等を、信託を通じて交付する制度であり、上記の報酬等の額には本制度に基づく引当金繰入額を含んでおります。
- なお、2020年5月28日開催の第14期定時株主総会において、その内容を一部改定し、当社と委任契約を締結する執行役員も対象としたうえで継続することについて決議いただいております。当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は6名であります。
- また、2022年5月26日開催の第16期定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行に伴い、取締役 (監査等委員である取締役を除く。) に対する本制度に係る報酬枠を改めて設定したうえで継続することを決議いただいております。当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は5名であります。
4. 2022年5月26日開催の第16期定時株主総会決議において取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の金銭報酬の額は、年額10億円以内 (うち社外取締役1億円以内) と決議いただいております (使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の員数は7名であります。
- 2022年5月26日開催の第16期定時株主総会決議において監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、年額2億円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は5名 (うち社外取締役4名) であります。

## ⑨ 社外役員に関する事項

### イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役（監査等委員）増川道夫氏は、(株)山梨中央銀行の社外取締役であります。当社子会社と(株)山梨中央銀行との間には資金の借入に関する取引がありますが、当事業年度末日時点の借入額は総借入額の約1.21%であります。
- ・社外取締役（監査等委員）宇野直樹氏は、(株)テラスカイの社外取締役であります。(株)テラスカイと当社との間には特別な関係はありません。
- ・社外取締役（監査等委員）小口光氏は、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業パートナーであります。西村あさひ法律事務所・外国法共同事業と当社との間には特別な関係はありません。
- ・社外取締役（監査等委員）射場瞬氏は、(株)I B Aカンパニーの代表取締役社長および(株)Gunosyの社外取締役であります。(株)I B Aカンパニーおよび(株)Gunosyと当社との間には特別な関係はありません。

### ロ. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況および社外取締役に期待される役割に関しておこなった職務の概要
社外取締役 （監査等委員）	増川道夫	当事業年度に開催された取締役会19回の全てに、また、監査等委員会9回のうち8回出席いたしました。主に、金融機関の役員としての豊富な経験から適宜発言をおこない、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をおこなうなど、当社の業務執行に対する監督等の社外取締役に期待される役割を果たしております。また、監査等委員会において、当社のコンプライアンス体制ならびに内部監査について適宜、必要な発言をおこなっております。
社外取締役 （監査等委員）	宇野直樹	当事業年度に開催された取締役会19回の全てに、また、監査等委員会9回の全てに出席いたしました。主に、会社経営者としての豊富な経験から適宜発言をおこない、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をおこなうなど、当社の業務執行に対する監督等の社外取締役に期待される役割を果たしております。また、監査等委員会において、当社のコンプライアンス体制ならびに内部監査について適宜、必要な発言をおこなっております。
社外取締役 （監査等委員）	小口光	当事業年度に開催された取締役会19回の全てに、また、監査等委員会9回の全てに出席いたしました。主に、弁護士としての専門的見地から適宜発言をおこない、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をおこなうなど、当社の業務執行に対する監督等の社外取締役に期待される役割を果たしております。また、監査等委員会において、当社のコンプライアンス体制ならびに内部監査について適宜、必要な発言をおこなっております。
社外取締役 （監査等委員）	射場瞬	当事業年度に開催された取締役会19回のうち17回に、また、監査等委員会9回のうち7回出席いたしました。主に、会社経営者およびグローバルな分野における豊富な経験から適宜発言をおこない、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をおこなうなど、当社の業務執行に対する監督等の社外取締役に期待される役割を果たしております。また、監査等委員会において、当社のコンプライアンス体制ならびに内部監査について適宜、必要な発言をおこなっております。

## (4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

### ② 報酬等の額

	支払額 (百万円)
当事業年度にかかる会計監査人としての報酬等の額	51
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	108

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度にかかる会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証をおこなったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の子会社につきましても有限責任監査法人トーマツが会計監査人となっております。

### ③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人有限責任監査法人トーマツに対して、コンフォートレター作成業務について、対価を支払っております。

### ④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### ⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任監査法人トーマツは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

### ⑥ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

## (5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、成長投資による中長期的な企業価値向上と株主の皆さまへの利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けております。連結配当性向については、35%を目安とし、持続可能な成長に向けて必要となる設備投資等の資金を確保しつつ、利益成長にあわせて増配等をおこなう方針です。

なお、当事業年度の期末配当金につきましては、1株当たり23円とさせていただきます。中間配当金（1株当たり22円）を合わせた年間配当金は1株当たり45円を予定しております。

また、翌事業年度の配当予想につきましては、1株当たり46円（中間23円、期末23円）を予定しております。

取得した自己株式につきましては、将来のM&Aを含めた事業基盤強化のための活用に備えて、発行済株式数の概ね5%程度を目安として保有し、それを超過する部分については原則として消却することを方針としております。

~~~~~

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てております。

## 連結計算書類

### 連結貸借対照表 (2025年2月28日現在)

(単位：百万円)

| 科目              | 金額             | 科目                 | 金額             |
|-----------------|----------------|--------------------|----------------|
| <b>資産の部</b>     |                | <b>負債の部</b>        |                |
| <b>流動資産</b>     | <b>292,374</b> | <b>流動負債</b>        | <b>127,710</b> |
| 現金及び預金          | 119,429        | 支払手形及び買掛金          | 22,652         |
| 売掛金             | 10,455         | 電子記録債務             | 21,561         |
| リース投資資産         | 934            | 1年内返済予定の長期借入金      | 52,444         |
| 商品              | 153,416        | リース債務              | 1,412          |
| その他             | 8,138          | 未払法人税等             | 6,432          |
|                 |                | 賞与引当金              | 2,133          |
|                 |                | 契約負債               | 4,707          |
|                 |                | その他                | 16,365         |
| <b>固定資産</b>     | <b>355,562</b> | <b>固定負債</b>        | <b>255,927</b> |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>221,239</b> | 社債                 | 35,000         |
| 建物及び構築物         | 96,980         | 長期借入金              | 188,796        |
| 土地              | 101,687        | リース債務              | 15,939         |
| リース資産           | 13,753         | 繰延税金負債             | 1,099          |
| 建設仮勘定           | 2,244          | 再評価に係る繰延税金負債       | 148            |
| その他             | 6,572          | 役員株式給付引当金          | 222            |
|                 |                | 株式給付引当金            | 545            |
|                 |                | 資産除去債務             | 3,239          |
|                 |                | 長期預り金              | 5,238          |
|                 |                | その他                | 5,695          |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>55,103</b>  | <b>負債合計</b>        | <b>383,637</b> |
| のれん             | 42,685         | <b>純資産の部</b>       |                |
| 借地権             | 5,738          | <b>株主資本</b>        | <b>256,819</b> |
| ソフトウェア          | 6,669          | 資本金                | 19,973         |
| その他             | 11             | 資本剰余金              | 51,408         |
|                 |                | 利益剰余金              | 200,061        |
|                 |                | 自己株式               | △14,623        |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>79,219</b>  | <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>7,479</b>   |
| 投資有価証券          | 35,869         | その他有価証券評価差額金       | 9,460          |
| 敷金及び保証金         | 39,777         | 繰延ヘッジ損益            | △44            |
| 繰延税金資産          | 2,012          | 土地再評価差額金           | △1,936         |
| 長期前払費用          | 1,236          |                    |                |
| その他             | 607            | <b>純資産合計</b>       | <b>264,299</b> |
| 貸倒引当金           | △284           | <b>負債純資産合計</b>     | <b>647,936</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>647,936</b> |                    |                |

## 連結損益計算書 (2024年3月1日から2025年2月28日まで) (単位：百万円)

| 科目                     | 金額     |                |
|------------------------|--------|----------------|
| <b>営業収益</b>            |        |                |
| 売上高                    |        | 536,132        |
| 売上原価                   |        | 353,472        |
| <b>売上総利益</b>           |        | <b>182,660</b> |
| 不動産賃貸収入                |        | 8,470          |
| <b>営業総利益</b>           |        | <b>191,130</b> |
| 販売費及び一般管理費             |        | 157,899        |
| <b>営業利益</b>            |        | <b>33,230</b>  |
| <b>営業外収益</b>           |        |                |
| 受取利息                   | 153    |                |
| 受取配当金                  | 715    |                |
| 為替差益                   | 415    |                |
| その他                    | 372    | 1,656          |
| <b>営業外費用</b>           |        |                |
| 支払利息                   | 3,178  |                |
| 支払手数料                  | 618    |                |
| その他                    | 92     | 3,889          |
| <b>経常利益</b>            |        | <b>30,997</b>  |
| <b>特別利益</b>            |        |                |
| 固定資産売却益                | 11     |                |
| 退職給付制度改定益              | 461    |                |
| その他                    | 78     | 551            |
| <b>特別損失</b>            |        |                |
| 固定資産除売却損               | 450    |                |
| 減損損失                   | 1,855  |                |
| 投資有価証券評価損              | 56     |                |
| 賃貸借契約解約損               | 13     |                |
| その他                    | 68     | 2,444          |
| <b>税金等調整前当期純利益</b>     |        | <b>29,104</b>  |
| 法人税、住民税及び事業税           | 11,719 |                |
| 法人税等調整額                | 240    | 11,959         |
| <b>当期純利益</b>           |        | <b>17,144</b>  |
| <b>親会社株主に帰属する当期純利益</b> |        | <b>17,144</b>  |

## 計算書類

### 貸借対照表 (2025年2月28日現在)

(単位：百万円)

| 科目              | 金額             | 科目             | 金額             |
|-----------------|----------------|----------------|----------------|
| <b>資産の部</b>     |                | <b>負債の部</b>    |                |
| <b>流動資産</b>     | <b>203,775</b> | <b>流動負債</b>    | <b>49,838</b>  |
| 現金及び預金          | 50,765         | 1年内返済予定の長期借入金  | 49,444         |
| 前払費用            | 22             | 未払金            | 99             |
| 短期貸付金           | 152,918        | 未払法人税等         | 1              |
| 未収還付法人税等        | 11             | 預り金            | 6              |
| その他             | 57             | その他            | 286            |
| <b>固定資産</b>     | <b>291,948</b> | <b>固定負債</b>    | <b>222,753</b> |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>291,948</b> | 社債             | 35,000         |
| 投資有価証券          | 274            | 長期借入金          | 187,046        |
| 関係会社株式          | 233,431        | 役員株式給付引当金      | 96             |
| 関係会社長期貸付金       | 57,740         | その他            | 611            |
| 長期前払費用          | 44             | <b>負債合計</b>    | <b>272,592</b> |
| 繰延税金資産          | 439            | <b>純資産の部</b>   |                |
| その他             | 17             | <b>株主資本</b>    | <b>223,131</b> |
|                 |                | <b>資本金</b>     | <b>19,973</b>  |
|                 |                | <b>資本剰余金</b>   | <b>131,277</b> |
|                 |                | 資本準備金          | 131,277        |
|                 |                | <b>利益剰余金</b>   | <b>86,606</b>  |
|                 |                | その他利益剰余金       | 86,606         |
|                 |                | 繰越利益剰余金        | 86,606         |
|                 |                | <b>自己株式</b>    | <b>△14,726</b> |
|                 |                | <b>純資産合計</b>   | <b>223,131</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>495,723</b> | <b>負債純資産合計</b> | <b>495,723</b> |

## 損益計算書 (2024年3月1日から2025年2月28日まで)

(単位：百万円)

| 科目                | 金額    |               |
|-------------------|-------|---------------|
| <b>営業収益</b>       |       |               |
| 受取配当金             |       | 16,803        |
| 経営管理料             |       | 1,080         |
| <b>営業総利益</b>      |       | <b>17,833</b> |
| <b>販売費及び一般管理費</b> |       | <b>782</b>    |
| <b>営業利益</b>       |       | <b>17,100</b> |
| <b>営業外収益</b>      |       |               |
| 受取利息及び配当金         | 929   |               |
| その他               | 6     | 935           |
| <b>営業外費用</b>      |       |               |
| 支払利息              | 1,897 |               |
| 支払手数料             | 614   |               |
| その他               | 0     | 2,512         |
| <b>経常利益</b>       |       | <b>15,523</b> |
| <b>税引前当期純利益</b>   |       | <b>15,523</b> |
| 法人税、住民税及び事業税      | 1     |               |
| 法人税等調整額           | △380  | △379          |
| <b>当期純利益</b>      |       | <b>15,903</b> |

# 監査報告

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2025年4月10日

DCMホールディングス株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

|                    |       |             |
|--------------------|-------|-------------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | <b>轟 一成</b> |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | <b>越後大志</b> |

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、DCMホールディングス株式会社の2024年3月1日から2025年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、DCMホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年4月10日

DCMホールディングス株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

|                    |       |      |
|--------------------|-------|------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 轟 一成 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 越後大志 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、DCMホールディングス株式会社の2024年3月1日から2025年2月28日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査等委員会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年3月1日から2025年2月28日までの第19期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法および結果について以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議等における意思決定の過程および内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、取締役および主要な使用人等の職務執行の状況、ならびに会社の業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、有限責任監査法人トーマツと協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

2025年4月10日

DCMホールディングス株式会社 監査等委員会

|         |         |
|---------|---------|
| 監査等委員長  | 宇野直樹 ㊟  |
| 常勤監査等委員 | 寺田健次郎 ㊟ |
| 監査等委員   | 増川道夫 ㊟  |
| 監査等委員   | 小口光 ㊟   |
| 監査等委員   | 射場瞬 ㊟   |

(注) 監査等委員宇野直樹、増川道夫、小口光および射場瞬は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 業務の適正を確保するための体制

当社は、2022年5月10日開催の取締役会において、業務の適正性を確保するための体制の整備に関する基本方針（「内部統制システム構築の基本方針」）を一部改定する決議をいたしました。

改定後の当該基本方針の内容の概要は次のとおりであります。

### ① 当社および当社子会社（以下「当社グループ」という。）の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制を次のとおり定めます。

- イ、「コンプライアンス・プログラム」を制定し、全社員が法令等を遵守した行動をとるための行動規範や基準を定め、教育および指導により公正かつ適切な経営を実現する。
- ロ、「内部統制システム」の構築と「コーポレート・ガバナンス」の向上を図ることを目的として、「内部統制基本規程」に基づき、内部統制委員会を設置する。  
内部統制委員会は、リスク管理、情報安全管理、コンプライアンス、内部統制報告等の内部統制活動を円滑に推進するために必要な役割を担う。
- ハ、法令等に反する行為を発見し、是正することを目的に「内部通報制度（通称ヘルプライン）」を設ける。この制度は、法令等への違反に対する牽制機能と共に、内部統制部門は、報告された事実についての調査を指揮、監督し、代表取締役社長と協議のうえ、必要と認める場合適切な対策をとる。
- ニ、内部監査部門は、コンプライアンスや業務の適正化に必要な監査を行い、定期的に代表取締役社長に報告する。

### ② 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社グループは、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制を次のとおりとします。

- イ、取締役の職務の執行に係る次に掲げる重要な文書およびその他の重要な情報は、法令および「文書管理規程」に定める保管期間、関連資料と共に適切に保管管理する。
  - ・株主総会議事録
  - ・取締役会議事録
  - ・指名委員会および報酬委員会の議事録
  - ・経営会議議事録
  - ・稟議書
  - ・契約書
  - ・開示委員会の議事録
  - ・その他取締役および取締役会が決定する書類
- ロ、上記文書は、取締役（子会社においては監査役を含む。）がいつでも閲覧が可能な状態に維持する。

### ③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、損失の危険の管理に関する規程その他の体制を次のとおりとします。

- イ. 「リスク管理規程」の定めるところに基づき、内部統制委員会はグループ全体のリスクを網羅的、包括的に管理し、リスクならびに損害の発生を最小限に止めるため、啓発、指導、教育等を行う。
- ロ. リスク管理の実効性を高めるための対応は、次のとおりとする。
  - ・事業の継続にとってのリスクを定期的に評価する。
  - ・リスクの評価は、各部署がグループ企業を含めて行う。
  - ・報告されたリスクの評価を内部統制委員会でまとめ、取締役会に報告し、承認を受ける。
  - ・内部統制委員会は定期的な会合等を通じ、リスク管理の推進を図る。

### ④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を次のとおりとします。

- イ. 重要事項の決定および取締役の業務執行の監督を行うため、毎月定例の取締役会を開催する。
- ロ. 重要事項について多面的な検討を行うため、当社の取締役および子会社社長が出席する経営会議を適宜開催する。
- ハ. 当社グループにおける職務分掌、権限、意思決定その他組織に関する基準を定め、業務の執行に当たっては「職務分掌規程」による業務分担に基づき、また「稟議規程」、「職務権限規程」等に基づき迅速かつ効率的な業務執行を行う。

### ⑤ 当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループは、企業集団としての業務の適正を確保するための体制を次のとおりとします。

- イ. 企業集団としてのコンプライアンス確保のために、「コンプライアンス・プログラム」を共有し、法令等を遵守した行動をとるための規範や行動基準とする。
- ロ. 内部通報制度（通称ヘルプライン）を共有し、各企業内のみならず、グループ企業間における法令等に反する行為を発見し、是正する体制とする。
- ハ. 財務報告の信頼性を確保するため、連結決算数値確定にあたっては、グループ企業の代表取締役社長に「確認書」の提出を義務付ける。
- ニ. グループに属する会社間の取引は、法令、会計原則、税法その他社会規範に照らし、適切なものにする。
- ホ. 当社代表取締役社長を議長とし、当社の取締役および子会社社長の出席する経営会議を適宜開催し、グループ情報の一元管理を行い、業務の適正化を図る。
- ヘ. 「関係会社管理規程」および「決裁基準規程」を定め、これらの付議基準に準拠して子会社が当社に適時に報告する体制とする。

ト. 監査等委員会は企業集団の業務の適正性を確保するため、内部統制部門および内部監査部門を通して、または直接子会社の監査役・内部監査部門と情報交換を行う。

チ. 内部監査部門は、当社グループの内部統制の目的をより効果的に達成するために、内部監査活動を通じ内部統制の構築および運用状況を検討、評価し、必要に応じてその改善策を経営者ならびに取締役会に提唱する。

**⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項**

当社は、監査等委員会が補助使用人の設置を求めた時に迅速な対応ができるよう、その扱いについては次のとおりとします。

イ. 監査等委員会から要請ある場合は補助使用人を配置する。

ロ. 補助使用人がその業務に当たる際の実効性を確保するための手段は、次のとおりとする。

- ・ 補助使用人の異動については、監査等委員会の同意を得て行う。
- ・ 補助使用人の人事考課については、監査等委員会の意見を得て決定する。
- ・ 補助使用人への指揮命令は監査等委員会が行う。

**⑦ 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制**

当社グループは、監査等委員会（子会社においては監査役を含む。）に対する取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が行うべき事項その他監査等委員会（子会社においては監査役を含む。）に対する報告に関しては、次のとおりとします。

イ. 主要な会議体への出席による報告（情報の入手）

- ・ 取締役会、経営会議への出席

ロ. 会議体以外での報告の体制

- ・ 当社グループの内部通報制度（通称ヘルプライン）に通報された内容および「賞罰委員会」の審議内容について、次の基準による報告を原則とする。

（イ）毎月の定例の報告

（ロ）重要な内容と判断した場合はその都度報告

- ・ 当社グループの内部監査を実施した監査の結果
- ・ 当社グループに重要な損害を及ぼすおそれのある事実を発見したとき

ハ. 監査等委員会への報告は、選定監査等委員への報告をもって行う。

ニ. 監査等委員会（子会社においては監査役。）は内部統制部門および内部監査部門を通して、または直接各部

署に必要な報告、情報提供、回答を求めることができる。監査等委員会（子会社においては監査役。）から報告、情報提供および回答を求められた各部署の使用人および担当取締役は、期日までに責任をもって対応する。

ホ. 当社グループの内部通報制度に基づき、グループ役職員およびこれらの者から報告を受けた者が直接的または間接的に監査等委員会または子会社監査役に報告を行った場合に、報告をしたことを理由に当該報告者が不利益な取扱いを受けることを禁止する等、報告者を保護する旨を定める。

### ⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社グループの監査等委員会（子会社においては監査役。）の監査が実効的に行われるための体制は次のとおりとします。

- イ. 代表取締役社長と監査等委員会（子会社においては監査役。）は相互の意見の交換を図るため、定期的な会合を持つ。
  - ロ. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員会（子会社においては監査役。）の職務の適切な遂行のため、監査等委員会（子会社においては監査役。）と子会社等の取締役等との意見の交換、情報の収集、交換が適切に行えるよう協力する。
  - ハ. 監査等委員会（子会社においては監査役。）が必要と認めた場合には弁護士、公認会計士等の外部専門家の協力を得られる体制を整備する。
- ニ. 監査等委員会（子会社においては監査役。）の職務の執行にかかる費用または債務について、当該監査等委員（子会社においては監査役。）の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、会社はそれを負担する。

### ⑨ 当社グループの財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、財務報告の信頼性を確保するための体制を次のとおりとします。

- イ. 財務報告の信頼性確保および、金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、「内部統制基本規程」に基づき、内部統制委員会に内部統制システムの構築および運用を行うために必要な業務を遂行させる。
- ロ. 内部統制システムと金融商品取引法およびその他の関係法令等との適合性を確保するために、その仕組みを継続的に評価し必要な是正を行う。
- ハ. 財務報告の信頼性を確保するため、有価証券報告書および決算短信等の作成にあたっては、子会社の代表取締役社長および当社の部門責任者に「確認書」の提出を義務付け、作成した決算書類は「開示委員会」で十分確認のうえ代表取締役社長または取締役会に報告する。

## ⑩ 当社グループの反社会的勢力排除に向けた体制

当社グループは、反社会的勢力排除に向けた体制を次のとおりとします。

イ. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、当社グループ全体として毅然とした態度で臨む。

ロ. 反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当な要求等は断固拒否する。

ハ. 反社会的勢力排除のための社内体制の整備強化を推進する。

## 業務の適正を確保するための体制の運用状況

### ① 当社および当社子会社（以下「当社グループ」という。）の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンスをはじめ、リスク管理、情報安全管理、内部通報制度、財務報告にかかる内部統制の円滑な運営のため、各部門責任者で構成される「内部統制委員会」を設置しております。「内部統制委員会」は6回開催され、内部統制にかかる諸活動を推進いたしました。また、役員・全社員を対象としたコンプライアンス教育を実施いたしております。

### ② 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社規定に従い、情報の保存および管理を実施しております。内部統制委員会は、内部監査部門が実施する情報安全管理にかかる監査結果の報告を受け、情報の適切な保存・管理の推進を図っております。

### ③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「内部統制委員会」により、対処すべきリスクを識別し、部署横断的に当該リスクに関する情報を共有し、適切なリスク対応を推進いたしました。

### ④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名、監査等委員である取締役5名（うち社外取締役4名）で構成されております。取締役会は19回開催され、重要事項の審議・報告をおこないました。

### ⑤ 当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「関係会社管理規程」および「DCMホールディングス決裁基準規程」を定め、これらの付議基準に準拠して子会社が当社に適時に報告しております。

### ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

監査等委員の職務の円滑な執行を補助するため、監査等委員の補助使用人1名を配置しております。当該補助使用人は、監査等委員の指揮命令に従って職務を遂行いたしております。

**⑦ 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制**

監査等委員は、取締役会および経営会議等の重要な会議および「内部統制委員会」、「開示委員会」に出席するとともに、必要に応じて各主管部署に聴取し、取締役および使用人の職務の執行状況等について報告を受けております。

**⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査等委員は、監査等委員会において策定した監査計画に基づき、代表取締役社長、会計監査人および内部監査部門との定期的な情報交換を実施いたしております。

**⑨ 当社グループの財務報告の信頼性を確保するための体制**

「内部統制委員会」において、内部統制に関する評価の円滑かつ適正な整備・運用を推進しております。また、「開示委員会」を6回開催し、計算書類等の内容を審議いたしております。

**⑩ 当社グループの反社会的勢力排除に向けた体制**

契約書および規約等に反社会的勢力排除条項を盛り込んでいるほか、全社員へのコンプライアンス教育時に、反社会的勢力排除について意識醸成を図っております。

# 連結株主資本等変動計算書 (2024年3月1日から2025年2月28日まで)

(単位：百万円)

|                         | 株主資本          |               |                |                |                |
|-------------------------|---------------|---------------|----------------|----------------|----------------|
|                         | 資本金           | 資本剰余金         | 利益剰余金          | 自己株式           | 株主資本合計         |
| <b>当期首残高</b>            | <b>19,973</b> | <b>51,408</b> | <b>192,532</b> | <b>△18,327</b> | <b>245,586</b> |
| <b>当期変動額</b>            |               |               |                |                |                |
| 剰余金の配当                  |               |               | △6,108         |                | △6,108         |
| 親会社株主に帰属する当期純利益         |               |               | 17,144         |                | 17,144         |
| 自己株式の消却                 |               |               | △3,506         | 3,506          | －              |
| 自己株式の取得                 |               |               |                | △1             | △1             |
| 自己株式の処分                 |               |               |                | 199            | 199            |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |               |               |                |                |                |
| <b>当期変動額合計</b>          | <b>－</b>      | <b>－</b>      | <b>7,529</b>   | <b>3,704</b>   | <b>11,233</b>  |
| <b>当期末残高</b>            | <b>19,973</b> | <b>51,408</b> | <b>200,061</b> | <b>△14,623</b> | <b>256,819</b> |

|                         | その他の包括利益累計額      |             |               |                   | 純資産合計          |
|-------------------------|------------------|-------------|---------------|-------------------|----------------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金 | 繰延ヘッジ<br>損益 | 土地再評価<br>差額金  | その他の包括<br>利益累計額合計 |                |
| <b>当期首残高</b>            | <b>7,617</b>     | <b>25</b>   | <b>△1,955</b> | <b>5,687</b>      | <b>251,274</b> |
| <b>当期変動額</b>            |                  |             |               |                   |                |
| 剰余金の配当                  |                  |             |               |                   | △6,108         |
| 親会社株主に帰属する当期純利益         |                  |             |               |                   | 17,144         |
| 自己株式の消却                 |                  |             |               |                   | －              |
| 自己株式の取得                 |                  |             |               |                   | △1             |
| 自己株式の処分                 |                  |             |               |                   | 199            |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | 1,842            | △70         | 19            | 1,791             | 1,791          |
| <b>当期変動額合計</b>          | <b>1,842</b>     | <b>△70</b>  | <b>19</b>     | <b>1,791</b>      | <b>13,025</b>  |
| <b>当期末残高</b>            | <b>9,460</b>     | <b>△44</b>  | <b>△1,936</b> | <b>7,479</b>      | <b>264,299</b> |

## (連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

### 1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 7社  
主要な連結子会社の名称 DCM(株)  
ホダカ(株)  
DCMニコット(株)  
(株)マイポフェローズ  
DCMアドバンスド・テクノロジーズ(株)  
エクспライズ(株)

連結子会社であった(株)ケーヨーは、DCM(株)と2024年9月1日付けで合併したため、同社を連結の範囲から除外しております。

- (2) 非連結子会社の数 4社  
主要な非連結子会社の名称 (株)タパス

連結の範囲から除いた理由 非連結子会社はいずれも小規模であり、各社の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

### 2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した関連会社の数 0社

- (2) 持分法を適用していない  
非連結子会社及び関連会社の数 7社

主要な持分法を適用しない (株)タパス  
非連結子会社の名称

主要な持分法を適用しない (株)スマートサポート  
関連会社の名称 (株)テーオーリテイリング

持分法を適用していない理由 当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日はエクспライズ(株)及びマクスゼン(株)(1月31日)を除き連結決算日と一致しております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1)重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ①有価証券

イ.持分法を適用していない非連結子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

###### ロ.その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、市場価格のない株式等のうち外貨建てのものについては、連結決算日の直物為替相場に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

###### ②棚卸資産

商品

主として売価還元法による低価法

###### ③デリバティブ

時価法

##### (2)重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ①有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

ただし、主に1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

|         |       |
|---------|-------|
| 建物及び構築物 | 2～60年 |
| その他     | 2～20年 |

###### ②無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

###### ③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、2009年2月28日以前に契約を締結した所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

###### ④長期前払費用

定額法

### (3)重要な引当金の計上基準

#### ①貸倒引当金

金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額に基づき計上しております。

#### ②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### ③役員株式給付引当金

取締役向け株式交付規程に基づく当社株式等の交付等に備えるため、当連結会計年度における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

#### ④株式給付引当金

従業員に対しての株式付与に備えるため、見込付与額に基づき計上しております。

### (4)収益及び費用の計上基準

#### ①商品の販売に係る収益の計上基準

商品の販売に係る収益は、主に小売による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品を引き渡す履行義務を負っております。

当該履行義務は、商品を引き渡すまたは出荷する一時点において、顧客が当該商品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引き渡し時点で収益を認識しております。

なお、商品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、商品の販売価額として受け取る額から商品の仕入価額を控除した純額を収益として認識しております。代金について概ね1カ月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

また、商品の販売によって付与したポイントについては、顧客から受け取る対価の総額から差し引いて収益を認識しております。

#### ②ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に収益と費用を計上する方法によっております。また、転リース取引については、リース料受取時に金利部分のみ収益を計上する方法によっております。

なお、2009年2月28日以前に契約を締結した所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

### (5)外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

### (6)重要なヘッジ会計の方法

#### ①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、金利スワップについては特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。



### 3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### (1) 契約負債の残高

顧客との契約から生じた契約負債の期首残高および期末残高は次のとおりであります。

(単位：百万円)

| 契約負債 | 当連結会計年度 |
|------|---------|
| 期首残高 | 4,616   |
| 期末残高 | 4,707   |

契約負債は、当社が付与したポイント等及び前受金のうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高が含まれている金額に重要性はありません。なお、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

#### (2) 残存履行義務に配分した取引価額

当社及び連結子会社においては、予測契約期間が1年を超える重要な取引が無いため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に配分した取引価格に関する記載を省略しております。また、顧客との契約から受け取る対価の額に、取引価格に含まれていない重要な変動対価等の額等はありません。

### (会計上の見積りに関する注記)

当社が行った連結計算書類作成における重要な会計上の見積り及び見積りを伴う判断は、次のとおりであります。

#### (1) 固定資産の減損

##### ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

|                     |             |
|---------------------|-------------|
| 有形固定資産              | 221,239百万円  |
| （うち店舗に係る固定資産        | 194,801百万円) |
| 無形固定資産              | 55,103百万円   |
| （うちエクспライス(株)に係るのれん | 17,996百万円)  |
| （うち(株)ケーヨーに係るのれん    | 24,688百万円)  |
| 減損損失計               | 1,855百万円    |

##### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法と金額の算出に用いた主要な仮定は以下のとおりです。

##### ・店舗に係る固定資産

当社は、各店舗をキャッシュ・フローを生み出す最小単位として減損会計を適用しております。各店舗の収益性の悪化又は不動産時価の著しい下落等が生じた場合、減損の兆候を識別しております。減損の兆候が識別された各店舗設備の減損損失の認識要否の判定は、主要な資産の経済的残存使用年数又は残契約年数と20年のいずれか短い年数にわたって得られる割引前将来キャッシュ・フローの見積総額と各店舗固定資産の帳簿価額の比較によって行われてお

ります。減損の兆候を認識した店舗のうち、将来キャッシュ・フロー総額が帳簿価額を下回ることになった店舗については、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減損し、当該減少額を減損損失として計上しております。

固定資産の回収可能価額については、経営者が承認した事業計画に基づく将来キャッシュ・フロー、割引率、正味売却価額等の前提条件に基づき算出しています。重要な見積りである将来キャッシュ・フローの基礎となる事業計画は、売上高、売上総利益率、人件費等の販売費及び一般管理費等の要素を考慮した将来の仮定を用いています。これらの仮定は経営者の判断が含まれ、かつ、外部・内部環境の変化により不確実性を伴うものであるため、将来キャッシュ・フローの前提条件に変更があった場合、固定資産の減損を実施し、当社の業績を悪化させる可能性があります。

・エクспライス(株)に係るのれん

エクспライス(株)株式取得時にのれんに配分された金額が相対的に多額でありかつ、当初想定していたエクспライス(株)の事業計画の営業利益を実績の営業利益が下回っていることから減損の兆候が存在するとした上で、当該のれんが帰属する資産グループに関連する資産にのれんを加えたより大きな単位で減損損失の認識の判定を行っており、その結果、減損損失の認識は不要と判断しています。

減損損失の認識の判定は、直近の事業環境を反映させた事業計画に基づいて算定された割引前将来キャッシュ・フローの総額とのれんが帰属する資産グループの帳簿価額の比較によって行われています。将来キャッシュ・フローの見積りには、エクспライス(株)の売上高成長率、原価率、販売費および一般管理費（主に人件費）等の仮定を含んでいるため、翌連結会計年度以降の実績と異なることがあります。実績が異なっていた場合、経営成績等に影響を与え可能性があります。

・(株)ケーヨーに係るのれん

(株)ケーヨーに係るのれんについては、従来からの資本業務提携および2024年9月1日付でDCM(株)と合併したことにより業績は安定しており、想定されている事業計画を大きく下回ると判断する要因も無いため、減損の兆候は認識しておらず、減損損失の認識は不要と判断しております。

## (2)繰延税金資産の回収可能性

### ①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産            2,012百万円

### ②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、繰延税金資産について、将来の利益計画に基づいた課税所得を見積もった上で、将来の税金負担額を軽減する効果を有する範囲内で繰延税金資産を計上しております。

繰延税金資産は、将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる確実性が高いと想定する範囲内で認識しておりますが、課税所得が生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

現金及び預金 22百万円

---

計 22百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 201,009百万円

3. 有形固定資産のうち、建物及び構築物1,135百万円、その他129百万円を国庫補助金等の圧縮記帳により取得価額から控除しております。

4. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める当該事業用土地について地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法、第2条第3号に定める当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳または同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価額に合理的な調整を行って算定する方法により算出。

再評価を行った年月日 2002年3月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 △1,678百万円

## (連結株主資本等変動計算書に関する注記)

### 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

|                  | 当連結会計年度期首<br>株式数 | 当連結会計年度<br>増加株式数 | 当連結会計年度<br>減少株式数 | 当連結会計年度末<br>株式数 |
|------------------|------------------|------------------|------------------|-----------------|
| 発行済株式            |                  |                  |                  |                 |
| 普通株式 (注)1        | 149,500千株        | －千株              | 3,000千株          | 146,500千株       |
| 合 計              | 149,500千株        | －千株              | 3,000千株          | 146,500千株       |
| 自己株式             |                  |                  |                  |                 |
| 普通株式<br>(注)2,3,4 | 15,693千株         | 1千株              | 3,178千株          | 12,516千株        |
| 合 計              | 15,693千株         | 1千株              | 3,178千株          | 12,516千株        |

(注)1.普通株式の株式数の減少3,000千株は、取締役会決議による普通株式の消却3,000千株によるものです。

2.普通株式の自己株式の株式数の増加1千株は、単元未満株式の買取り1千株によるものです。

3.普通株式の自己株式の株式数の減少3,178千株は、取締役会決議による自己株式消却による減少3,000千株、「株式付与E S O P信託口」から退職者への交付18千株、「B I P信託口」から退任役員への交付9千株、「従業員持株E S O P信託口」から「当社持株会」への株式譲渡150千株によるものです。

4.自己株式数には、当連結会計年度末日現在において「株式付与E S O P信託口」が所有する当社株式4,465千株及び「B I P信託口」が所有する当社株式380千株を含めて記載しております。

### 2. 配当に関する事項

#### (1)配当金支払額

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額   | 1株当たり<br>配当額 | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|----------|--------------|------------|------------|
| 2024年5月30日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 3,054百万円 | 22円00銭       | 2024年2月29日 | 2024年5月31日 |

(注) 配当金の総額には「B I P信託口」が所有する当社株式に対する配当金8百万円、「株式付与E S O P信託口」が保有する当社株式に対する配当金98百万円及び「従業員持株E S O P信託口」が所有する当社株式に対する配当金3百万円が含まれております。

| 決議                 | 株式の種類 | 配当金の総額   | 1株当たり<br>配当額 | 基準日        | 効力発生日      |
|--------------------|-------|----------|--------------|------------|------------|
| 2024年9月27日<br>取締役会 | 普通株式  | 3,054百万円 | 22円00銭       | 2024年8月31日 | 2024年11月1日 |

(注) 配当金の総額には「B I P信託口」が所有する当社株式に対する配当金8百万円、「株式付与E S O P信託口」が保有する当社株式に対する配当金98百万円が含まれております。

(2)基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決議予定                 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額   | 1株当たり<br>配当額 | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-------|----------|--------------|------------|------------|
| 2025年5月29日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 3,193百万円 | 23円00銭       | 2025年2月28日 | 2025年5月30日 |

(注) 配当金の総額には「B I P信託口」が所有する当社株式に対する配当金8百万円、「株式付与E S O P信託口」が保有する当社株式に対する配当金102百万円が含まれております。

### (金融商品に関する注記)

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

売掛金並びにリース投資資産は、取引先別に入金管理及び残高管理を行うことにより、信用リスク低減に努めております。

投資有価証券は、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握することにより、発行体の信用リスク低減に努めております。

敷金及び保証金は、主に店舗の出店に係る賃借契約に対して、賃貸先に差し入れているものであり、取引先の財務状況の悪化等による回収懸念先を定期的に把握することにより、信用リスク低減に努めております。

支払手形及び買掛金、電子記録債務、未払法人税等は、1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は、主に営業取引に係る資金の調達であり、社債、長期借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金の調達であり、償還日は決算日後、最長で26年後であります。

デリバティブは、為替相場の変動リスク及び借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年2月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格がない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

|                 | 連結貸借対照表計上額 | 時価      | 差額    |
|-----------------|------------|---------|-------|
| (1)投資有価証券       |            |         |       |
| その他有価証券         | 34,039     | 34,039  | －     |
| (2)敷金及び保証金      | 39,777     | 34,668  | 5,108 |
| 資産計             | 73,816     | 68,708  | 5,108 |
| (3)社債           | 35,000     | 34,240  | 759   |
| (4)長期借入金(※1)    | 241,240    | 238,376 | 2,864 |
| 負債計             | 276,240    | 272,617 | 3,623 |
| デリバティブ(※2)      |            |         |       |
| ヘッジ会計が適用されているもの | (67)       | (67)    | －     |

(※)1.長期借入金については、1年内の返済予定額を含んでおります。

2.デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、正味で債務となる場合は、( )で表示しております。

3.現金及び預金、売掛金、支払手形及び買掛金、電子記録債務及び未払法人税等については、現金であること及び短期決済であり時価と帳簿価額が近似値であることから、注記を省略しております。

(注)1.金融商品の時価の算定方法及び有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

### 資 産

#### (1)投資有価証券

投資有価証券の評価額の算定は、取引所の価格によっております。

#### (2)敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価の算定は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値によっております。

### 負 債

#### (3)社債

社債の時価は、公社債店頭売買参考統計値によっております。

#### (4)長期借入金

変動金利の長期借入金は、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利の長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によって算定しております。

### デリバティブ取引

- ヘッジ会計が適用されないもの 該当するものではありません。
- ヘッジ会計が適用されているもの ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、以下のとおりです。

#### (通貨関連)

(単位：百万円)

| ヘッジ会計の方法 | デリバティブ取引の種類等     | 主なヘッジ対象 | 契約額等  | 契約額のうち1年超 | 時価  |
|----------|------------------|---------|-------|-----------|-----|
| 原則的処理方法  | 為替予約取引<br>買建 米ドル | 買掛金     | 2,160 | －         | △67 |

(注)時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

#### (金利関連)

(単位：百万円)

| ヘッジ会計の方法    | デリバティブ取引の種類等          | 主なヘッジ対象 | 契約額等  | 契約額のうち1年超 | 時価  |
|-------------|-----------------------|---------|-------|-----------|-----|
| 金利スワップの特例処理 | 金利スワップ取引<br>変動受取・固定支払 | 長期借入金   | 5,500 | 5,500     | (注) |

(注)金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注)2.市場価格が無い株式等は表中の「(1)投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

| 区分    | 連結貸借対照表計上額 |
|-------|------------|
| 非上場株式 | 1,606      |
| その他   | 224        |

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットのうち、観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

(1)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品  
当連結会計年度（2025年2月28日）

| 区 分                           | 時価（百万円） |      |      |        |
|-------------------------------|---------|------|------|--------|
|                               | レベル1    | レベル2 | レベル3 | 合計     |
| 有価証券及び投資有価証券<br>その他有価証券<br>株式 | 34,039  | －    | －    | 34,039 |
| デリバティブ取引<br>通貨関連              | －       | －    | －    | －      |
| 資産計                           | 34,039  | －    | －    | 34,039 |
| デリバティブ取引<br>通貨関連              | －       | △67  | －    | △67    |
| 負債計                           | －       | △67  | －    | △67    |

(2)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品  
当連結会計年度（2025年2月28日）

| 区 分     | 時価（百万円） |         |      |         |
|---------|---------|---------|------|---------|
|         | レベル1    | レベル2    | レベル3 | 合計      |
| 敷金及び保証金 | －       | 34,668  | －    | 34,668  |
| 資産計     | －       | 34,668  | －    | 34,668  |
| 社債      | －       | 34,240  | －    | 34,240  |
| 長期借入金   | －       | 238,376 | －    | 238,376 |
| 負債計     | －       | 272,616 | －    | 272,616 |

(1株当たり情報に関する注記)

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 1,972円62銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 128円01銭   |

### (減損損失に関する注記)

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、各店舗及び賃貸物件等を最小の単位としてグルーピングしており、遊休資産についても、当該資産単独で資産のグルーピングをしております。

店舗につきましては、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループ及びドミナントエリア戦略における店舗の再配置等による店舗閉鎖の意思決定が行われた場合について減損兆候を認識し、減損の兆候を認識した店舗のうち、将来キャッシュ・フロー総額が帳簿価額を下回ることになった店舗については、各々の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

#### (1) 北海道・東北・関東地区

|      |                |        |
|------|----------------|--------|
| 用途   | 店舗(22店)        |        |
| 種類   | 土地、建物及び構築物、その他 |        |
| 減損損失 | 土地             | 28百万円  |
|      | 建物及び構築物        | 270百万円 |
|      | その他            | 26百万円  |
|      | 計              | 325百万円 |

#### (2) 中部・北陸地区

|      |             |          |
|------|-------------|----------|
| 用途   | 店舗(12店)     |          |
| 種類   | 建物及び構築物、その他 |          |
| 減損損失 | 建物及び構築物     | 1,112百万円 |
|      | その他         | 108百万円   |
|      | 計           | 1,221百万円 |

#### (3) 近畿・中国・四国・九州地区

|      |             |        |
|------|-------------|--------|
| 用途   | 店舗(11店)     |        |
| 種類   | 建物及び構築物、その他 |        |
| 減損損失 | 建物及び構築物     | 202百万円 |
|      | その他         | 106百万円 |
|      | 計           | 308百万円 |

店舗については使用価値又は正味売却価額を回収可能価額としております。

なお、使用価値については将来キャッシュ・フローを5%で割引いて算定し、正味売却価額については、路線価及び固定資産税評価額等の適切に市場価額を反映していると考えられる評価額を基に算出し評価しております。

## (追加情報)

### (取締役に対する業績連動型株式報酬制度)

当社は、2017年5月25日開催の第11期定時株主総会において、中期経営計画の達成に向けたインセンティブ付け、当社グループの持続的な成長への貢献意欲を高めること、及び株主の皆様と利害を共有することを目的として、業績との連動性が高く、かつ透明性・客観性の高い役員報酬制度である業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入しております。なお、2020年5月28日開催の第14期定時株主総会及び2022年5月26日開催の第16期定時株主総会において、その内容を一部改定したうえで継続することを決議しております。

#### 1. 取引の概要

本制度を導入するにあたり、役員報酬B I P (Board Incentive Plan) 信託（以下、「B I P 信託」という。）と称される仕組みを採用しております。B I P 信託とは、米国の業績連動型株式報酬 (Performance Share) 制度及び譲渡制限付株式報酬 (Restricted Stock) 制度を参考にした役員に対するインセンティブ・プランであり、B I P 信託により取得した当社株式及び換価処分金相当額の金銭（以下、「当社株式等」という。）を業績目標の達成度等に応じて対象取締役に交付及び給付（以下、「交付等」という。）するものです。本制度は、2018年2月末日で終了する連結会計年度から2020年2月末日で終了する連結会計年度までの連続する3連結会計年度（信託期間の延長が行われた場合には、以降の各3連結会計年度とする。）を対象として、対象取締役の基本報酬額及び中期経営計画の業績達成度に応じポイントを付与しそれを累積し、対象取締役が対象会社のいずれの取締役も退任する際に、累積ポイント数に基づいて算出される当社株式等について役員報酬として交付等を行います。なお、2020年5月28日開催の第14期定時株主総会において、当社と委任契約を締結する執行役員を対象とする改定を決議しております。また、2022年5月26日開催の第16期定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行に伴い、本制度に係る報酬枠を改めて設定したうえで継続することを決議いただいております。

#### 2. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額は除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度415百万円、380千株であります。

### (経営幹部に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、2022年4月12日開催の取締役会において、当社の福利厚生の実及中長期的な企業価値を高めることを目的として、当社グループ経営幹部社員（以下、「経営幹部社員」といいます。）に対する新たなインセンティブ・プラン（以下、「株式付与E S O P 信託」といいます。）の導入を決議いたしました。経営幹部社員を対象に福利厚生を充実し、これまで以上に当社の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、本制度を導入しております。

#### 1. 取引の概要

株式付与E S O P (Employee Stock Ownership Plan) 信託（以下、「E S O P 信託」といいます。）と称される仕組みを採用します。E S O P 信託とは、米国のE S O P 制度を参考にした経営幹部社員に対するインセンティブ・プランであり、E S O P 信託が取得した当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）を業績目標の達成度等に応じて経営幹部社員に交付及び給付（以下、「交付等」といいます。）するものです。経営幹部社員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を享受することができるため、株価を意識した経営幹部社員の業務遂行を促すとともに、経営幹部社員の勤労意欲を高める効果が期待できます。また、E S O P 信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使は、受益者候補である経営幹部社員の意思が反映される仕組みで

あり、経営幹部社員の経営参画を促す企業価値向上プランとして有効です。

## 2. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額は除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度2,767百万円、2,605千株であります。

### **(経営幹部候補に信託を通じて自社の株式を交付する取引)**

当社は、2023年4月11日開催の取締役会において、当社の福利厚生充実および中長期的な企業価値を高めることを目的として、当社グループ経営幹部候補社員（以下、「経営幹部候補社員」といいます。）に対する新たなインセンティブ・プラン（以下、「株式付与E S O P信託」といいます。）の導入を決議いたしました。経営幹部候補社員を対象に福利厚生を充実し、これまで以上に当社の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、本制度を導入しております。

#### 1. 取引の概要

株式付与E S O P（Employee Stock Ownership Plan）信託（以下、「E S O P信託」といいます。）と称される仕組みを採用します。E S O P信託とは、米国のE S O P制度を参考にした経営幹部候補社員に対するインセンティブ・プランであり、E S O P信託が取得した当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）を業績目標の達成度等に応じて経営幹部候補社員に交付および給付（以下、「交付等」といいます。）するものです。経営幹部候補社員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を収受することができるため、株価を意識した経営幹部候補社員の業務遂行を促すとともに、経営幹部候補社員の勤労意欲を高める効果が期待できます。また、E S O P信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使は、受益者候補である経営幹部候補社員の意思が反映される仕組みであり、経営幹部候補社員の経営参画を促す企業価値向上プランとして有効です。

## 2. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額は除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度2,577百万円、1,859千株であります。

~~~~~  
(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てております。

# 株主資本等変動計算書 (2024年3月1日から2025年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	19,973	131,277	131,277	80,317	80,317	△18,430	213,138
当期変動額							
剰余金の配当				△6,108	△6,108		△6,108
当期純利益				15,903	15,903		15,903
自己株式の取得				－	－	△1	△1
自己株式の消却				△3,506	△3,506	3,506	－
自己株式の処分						199	199
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	－	6,288	6,288	3,704	9,992
当期末残高	19,973	131,277	131,277	86,606	86,606	△14,726	223,131

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計	
当期首残高	77	77	213,215
当期変動額			
剰余金の配当			△6,108
当期純利益			15,903
自己株式の取得			△1
自己株式の消却			－
自己株式の処分			199
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△77	△77	△77
当期変動額合計	△77	△77	9,915
当期末残高	－	－	223,131

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### 有価証券

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均等による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

### 2. 引当金の計上基準

#### 役員株式給付引当金

取締役向け株式交付規程に基づく当社株式等の交付等に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

### 3. 収益及び費用の計上基準

当社における収益は、主に子会社の経営管理料及び受取配当であり、経営管理料は経営指導契約に基づいてサービスを提供する履行義務を負っております。経営指導契約の履行義務は、サービスを提供する一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、サービスを提供する期間にわたり収益を認識しております。

また、受取配当金については、配当の効力発生日をもって収益を認識しております。

### 4. 外貨建ての資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 5. 重要なヘッジ会計の処理

- |                   |   |
|-------------------|---|
| (1) ヘッジ会計の方法      | 特例処理を採用しております。  |
| (2) ヘッジ手段とヘッジ対象   | ヘッジ手段・・・金利スワップ<br>ヘッジ対象・・・借入金                             |
| (3) ヘッジ方針         | 借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。 |
| (4) ヘッジの有効性の評価の方法 | 特例処理の要件を満たしているため、ヘッジ有効性判定を省略しております。                       |

### (会計上の見積りに関する注記)

市場価格のない関係会社株式の評価

#### (1) 当事業年度末の計算書類に計上した金額

市場価格のない関係会社株式：233,431百万円

主な関係株式会社は、DCM(株)及びエクスプライス(株)の株式です。

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式は、その発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときについては、回収可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、相当の減額を行い、評価差額を損失として計上する方針としています。なお、超過収益力を反映して取得した株式であるエクスプライス(株)の株式については、超過収益力の毀損が生じているか否かの検討として、当初の事業計画に基づく将来キャッシュ・フローと当事業年度に策定された将来の事業計画に基づく将来キャッシュ・フローの比較を実施しています。将来キャッシュ・フローの見積りには、エクスプライス(株)の売上高成長率、原価率、販売費及び一般管理費（主に人件費）等の仮定を含んでいるため、翌事業年度以降の実績と異なることがあります。実績が異なっていた場合、経営成績等に影響を与える可能性があります。

同じく超過収益力を反映して取得した株式であるDCM(株)の株式（旧(株)ケーヨーの株式相当分）については、超過収益力の毀損が生じているか否かの検討として、当初の事業計画に基づく将来キャッシュ・フローと当事業年度に策定された将来の事業計画に基づく将来キャッシュ・フローの比較を実施しています。将来キャッシュ・フローの見積りには、店舗数、売上高及び原価率等の仮定を含んでいるため、翌事業年度以降の実績と異なることがあります。実績が異なっていた場合、経営成績等に影響を与える可能性があります。

### (貸借対照表に関する注記)

1. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務  
短期金銭債権 152,955百万円  
短期金銭債務 20百万円
2. 取締役に対する長期金銭債務 8百万円

### (損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
受取配当金	16,803百万円
経営管理料	1,080百万円
営業取引以外の取引による取引高	
受取利息	878百万円

### (株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当同期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
自己株式				
普通株式 (注) 1,2,3	15,693千株	1千株	3,178千株	12,516千株
合 計	15,693千株	1千株	3,178千株	12,516千株

- (注)1.普通株式の自己株式の株式数の増加1千株は、単元未満株式の買取り1千株によるものです。
- 2.普通株式の自己株式の株式数の減少3,178千株は、取締役会決議による自己株式消却による減少3,000千株、「株式付与E S O P信託口」から退職者への交付18千株、「B I P信託口」から退任役員への交付9千株、「従業員持株E S O P信託口」から「当社持株会」への株式譲渡150千株によるものです。
- 3.自己株式数には、当事業年度末日現在において、「株式付与E S O P信託口」が所有する当社株式4,465千株及び「B I P信託口」が所有する当社株式380千株を含めて記載しております。

## (税効果会計に関する注記)

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	440百万円
その他	13百万円
繰延税金資産小計	454百万円
評価性引当額	△13百万円
繰延税金資産合計	440百万円
繰延税金負債	
未払事業税等	△0百万円
繰延税金負債合計	△0百万円
繰延税金資産純額	439百万円

### 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目

#### 別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない金額	0.3%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△33.1%
ESOP信託支給	△0.2%
その他	△0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△2.4%

## (決算日後における法人税等の税率の変更)

「所得税等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以降開始する事業年度より、防衛特別法人税が適用されることになりました。これに伴い繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、2027年3月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異について、従来の30.6%から31.5%に変更されます。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係		取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	DCM (株)	東京都 品川区	100	ホーム センタ ー業	100.0%	役員 の 兼任	経営管理 及び 資金調達	経営管理料 の受取 (※1)	1,080	—	—
								資金の貸付 (※2) (※3)		短期貸付金	118,000
										関係会社長 期貸付金	78,074
								利息の受取 (※4)		818	その他
子会社	エクス プライ ス(株)	東京都 江東区	100	E C 事業	100.0%	役員 の 兼任	経営管理 及び 資金調達	資金の貸付 (※2) (※3)	39,000	短期貸付金	3,000
								利息の受取 (※4)		関係会社長 期貸付金	4,495
										—	—
子会社	DCM ニコッ ト(株)	北海道 札幌市	10	ホーム センタ ー業	100.0%	役員 の 兼任	経営管理 及び 資金調達	資金の貸付 (※2) (※3)	37,649	短期貸付金	4,100
								利息の受取 (※4)		関係会社長 期貸付金	2,990
										—	—

(注)取引条件及び取引条件の決定方針等

- ※1 経営管理料については、当社において発生した管理費用等の実費負担額を勘案して決定しております。
- ※2 資金の貸付は、連結会社間における短期資金運用によるものと、設備投資に対する長期貸付によるもので、取引金額は期中における貸付実行額を単純加算しております。なお、貸付利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。
- ※3 資金の長期貸付残高には1年内回収予定の長期貸付金を含んでおります。なお、貸付利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。
- ※4 貸付利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

## (1 株当たり情報に関する注記)

1. 1 株当たり純資産額	1,665円36銭
2. 1 株当たり当期純利益	118円75銭

## (収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「3. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## (追加情報)

### (取締役に対する業績連動型株式報酬制度)

当社は、2017年5月25日開催の第11期定時株主総会において、業績との連動性が高く、かつ透明性・客観性の高い役員報酬制度である業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入しております。なお、2020年5月28日開催の第14期定時株主総会及び2022年5月26日開催の第16期定時株主総会において、その内容を一部改定したうえで継続することを決議しております。

#### 1. 取引の概要

本制度を導入するにあたり、役員報酬 B I P（Board Incentive Plan）信託（以下、「B I P 信託」という。）と称される仕組みを採用しております。B I P 信託とは、米国の業績連動型株式報酬（Performance Share）制度及び譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）制度を参考にした役員に対するインセンティブプランであり、B I P 信託により取得した当社株式及び換価処分金相当額の金銭（以下、「当社株式等」という。）を業績目標の達成度等に応じて対象取締役へ交付及び給付（以下、「交付等」という。）するものです。本制度は、2018年2月末日で終了する事業年度から2020年2月末日で終了する事業年度までの連続する3事業年度（信託期間の延長が行われた場合には、以降の各3事業年度とする。）を対象として、対象取締役の基本報酬額及び中期経営計画の業績達成度に応じてポイントを付与しそれを累積し、対象取締役が対象会社のいずれの取締役も退任する際に、累積ポイント数に基づいて算出される当社株式等について役員報酬として交付等を行います。なお、2020年5月28日開催の第14期定時株主総会において、当社と委任契約を締結する執行役員を対象とする改定を決議しております。また、2022年5月26日開催の第16期定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行に伴い、本制度に係る報酬枠を改めて設定したうえで継続することを決議いただいております。

#### 2. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額は除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当事業年度415百万円、380千株であります。

### **(経営幹部に信託を通じて自社の株式を交付する取引)**

当社は、2022年4月12日開催の取締役会において、当社の福利厚生の実施及び中長期的な企業価値を高めることを目的として、当社グループ経営幹部社員（以下、「経営幹部社員」といいます。）に対する新たなインセンティブ・プラン（以下、「株式付与E S O P信託」といいます。）の導入を決議いたしました。経営幹部社員を対象に福利厚生を充実し、これまで以上に当社の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、本制度を導入しております。

#### 1. 取引の概要

株式付与E S O P（Employee Stock Ownership Plan）信託（以下、「E S O P信託」といいます。）と称される仕組みを採用します。E S O P信託とは、米国のE S O P制度を参考にした経営幹部社員に対するインセンティブ・プランであり、E S O P信託が取得した当社株式及び当社株式の換価処分相当額の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）を業績目標の達成度等に応じて経営幹部社員に交付及び給付（以下、「交付等」といいます。）するものです。経営幹部社員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を享受することができるため、株価を意識した経営幹部社員の業務遂行を促すとともに、経営幹部社員の勤労意欲を高める効果が期待できます。また、E S O P信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使は、受益者候補である経営幹部社員の意思が反映される仕組みであり、経営幹部社員の経営参画を促す企業価値向上プランとして有効です。

#### 2. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額は除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当事業年度2,767百万円、2,605千株であります。

### **(経営幹部候補社員に信託を通じて自社の株式を交付する取引)**

当社は、2023年4月11日開催の取締役会において、当社の福利厚生の実施および中長期的な企業価値を高めることを目的として、当社グループ経営幹部候補社員（以下、「経営幹部候補社員」といいます。）に対する新たなインセンティブ・プラン（以下、「株式付与E S O P信託」といいます。）の導入を決議いたしました。経営幹部候補社員を対象に福利厚生を充実し、これまで以上に当社の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、本制度を導入しております。

#### 1. 取引の概要

株式付与E S O P（Employee Stock Ownership Plan）信託（以下、「E S O P信託」といいます。）と称される仕組みを採用します。E S O P信託とは、米国のE S O P制度を参考にした経営幹部候補社員に対するインセンティブ・プランであり、E S O P信託が取得した当社株式および当社株式の換価処分相当額の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）を業績目標の達成度等に応じて経営幹部候補社員に交付および給付（以下、「交付等」といいます。）するものです。経営幹部候補社員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を享受することができるため、株価を意識した経営幹部候補社員の業務遂行を促すとともに、経営幹部候補社員の勤労意欲を高める効果が期待できます。また、E S O P信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使は、受益者候補である経営幹部候補社員の意思が反映される仕組みであり、経営幹部候補社員の経営参画を促す企業価値向上プランとして有効です。

## 2. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額は除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当事業年度2,577百万円、1,859千株であります。

~~~~~

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てております。